

經濟技術協力協定等に関する
比較研究基礎調査報告書

經濟技術協力協定等に
関する
比較研究基礎調査
報告書

1994年7月

1994年7月

国際協力事業団
総務部

000
36
GAL

法務
JR
94 2

JICA LIBRARY



1122248 [6]

国際協力事業団

28344

經濟技術協力協定等に
関する
比較研究基礎調査
報告書

1994年7月

国際協力事業団
総務部

はしがき

本報告書は、我が国を含む主要援助国が経済技術協力を実施するに当たって被援助国との間でどのような（法的）関係を取り結んでいるかについて、各種の基本的文書を取りまとめ、その概略を整理したものです。

我が国が世界のトップドナーの地位を占めるに至り、他の主要援助国、機関との連携、協調の必要がますます高まる中、より一層効果的・効率的な経済技術協力を実施していくためには、他の援助国の援助の制度を的確に理解し、我が国のそれを国際的な視点から改めて見つめ直すことが重要となっています。

こうした観点から、本報告書では、主要援助国における国際約束の体系等の比較分析を通じて各国の援助体制の特徴を明らかにするとともに、よりよい援助システムの構築のための検討材料を提示することを目指しました。本報告書が、広く各位に利用され、効果的・効率的な援助の実施に役立つことができれば幸いです。

本調査は、総務部法務室を中心に実施したのですが、資料の収集及び分析に当たっては北村大弁護士（飯柴・北村法律事務所）をはじめ関係各位の多大なご協力をいただきました。ここに記して深甚の謝意を表します。

1994年7月

総務部長 大島賢三

■ 報告書の構成

本調査報告書は、第1部及び第2部の二つの部分から構成されている。

第1部は、援助国が、経済技術協力を実施する上で被援助国との間でどのような関係（特に法的関係）をとり結んでいるか、そしてその関係を基礎付けるために、いかなる取極又は文書を取り交わし又は交換しているかについて、概要を記述したものである。

第1部はさらに二つの部分に分かれており、第1章（1.0）においてはわが国以外の主要援助国について、また第2章（2.0）においてはわが国について、記述している。

第2部は、資料篇であり、わが国を含む主要援助国が、経済技術協力の実施に当たり、被援助国との間でとり結び、又は交換している各種の取極や文書などを体系的に整理したものである。これら資料は、第1部における概要の記述の根拠として利用したものである。

■ 調査の目的と意義

○ 調査の目的

知識の欠落の補完

経済技術協力を実施する上で、日本以外の主要援助国が、被援助国との間でどのような関係を結んでおり、そのために具体的にどのような取極を結び、又は文書を交換しているか---という問題について、これまで、そのありようの全体像を一つの資料としてまとめて整理したものはあまり存在していないように思われる。そのため、われわれ援助に携わる者であっても、他の援助国がどのような制度をとっているかについては、意外にも知識が欠落しているのが実情ではないだろうか。

資料の欠落の補完

他方、わが国が被援助国との間でいかなる関係をとり結んでいるか---については、いやしくも援助関係者の間においては既に周知のものとなつてはいるが、しかし、その全貌像を1冊にコンパクトにまとめた資料は、これもまた、従来存在してこなかったように思われる。

このような認識に立ち、これらの二つの欠落---知識の欠落と資料の欠落---を、いささかなりとも埋めようとする、ささやかな目的をもって、この調査

は実施されたものである。

○資料の意義

援助協調への要件

まず、「他の先進諸国が被援助国との間でどのような関係を取り結んでいるのか」という点は、少なくとも、われわれ援助関係者が「ある程度、常識として知っているべき」性質のものである。そのような意味で、このような資料を取り纏めることには、一般的な意味で、一定の意味があるであろう。しかし、実はそれだけではない。特にわが国が、世界のトップドナーの地位を占めるに至っている今日、わが国の援助関係者が、わが国以外の国々の援助システムについて知識と理解を深めることは、援助機関相互の援助調整を促進していくための重要な要件の一つであるともいえるのではないだろうか。

よりよい援助システムを目指して

いま一つ、この調査に何らかの意義を見いだしうるとすれば、それは次のような点であろう。すなわち、技術協力事業の実施にあたってわが国が被援助国の間でとり結ぶ関係というものは、わが国の技術協力の歴史とともに長い年月をかけて形づくられてきたものであり、そこには一定の必然性と合理性が存在する。しかし現状に問題が全くないというわけではなく、特に今後、技術協力事業の更なる拡大・発展を意図するのであれば、将来において、現行方式の見直しの必要に迫られることも考え得るであろう。さらに、現在、無償資金協力本体予算のJICAへの移管が現実的な課題として真剣に検討されている状況に鑑みれば、その移管が実現した暁において、技協と無償の双方を含むJICA事業をいかに効率的にすすめていくべきかについて、あらためて見直しの必要が生ずる可能性もあるであろう。調査を実施した者としては、将来においてそのような必要が生じた場合において行われるであろうさまざまな検討作業のための一つの基礎的な材料として、この報告書が活用されることを期待するものである。

第1部

主要援助国の経済技術協力 における国際約束等の体系

経済技術協力協定等に関する比較研究基礎調査報告書

第1部

はしがき／1

1.0 主要援助国の経済技術協力に係る国際約束等の体系／5

1.1 要約／5

1.2 経済技術協力に関する基本協定の概要／8

1.2.1 基本協定の締結状況／8

1.2.2 基本協定の内容／9

1.2.2.1 具体的な協力の枠組みの設定／9

1.2.2.2 協力の形態／9

1.2.2.3 援助国の負担に係る一般的規定／10

1.2.2.4 相手国の義務又は負担に係る一般的規定／10

1.2.2.5 相手国の義務又は負担のうち、派遣人員の特権免除／10

1.3 プロジェクト取極の概要／12

1.3.1 取極の法形式／12

1.3.2 締結権者／12

1.3.3 内容／13

1.3.3.1 プロジェクトに係る両国政府の負担／13

1.3.3.2 援助機関の位置づけ／13

1.3.3.3 援助要員の特権免除／13

1.3.4 細目の決定／14

1.4 ミクロレベルの個別フォーム／15

1.5 ケーススタディ1：米国／16

1.5.1 基本協定／17

1.5.1.1 締結状況／17

1.5.1.2 内容／17

1.5.1.3 署名権者／17

1.5.2 プロジェクト取極／18

1.5.2.1 Project Grant Agreement の法的性格／18

1.5.2.2 Project Grant Agreement の締結権限／18

1.5.2.3 Project Grant Agreement の内容／19

1.5.3 細目の決定／20

1.5.4 合意の実施／20

1.6 ケーススタディ 2 : カナダ / 21

1.6.1 基本協定 / 22

1.6.1.1 締結状況 / 22

1.6.1.2 内容 / 22

1.6.1.3 署名権者 / 22

1.6.2 プロジェクト取極 / 23

1.6.2.1 Memorandum of Understandingの法的性格 / 23

1.6.2.2 Memorandum of Understandingの締結権限 / 23

1.6.2.3 Memorandum of Understandingの内容 / 23

1.6.3 細目の決定 / 24

1.7 ケーススタディ 3 : ドイツ / 25

1.7.1 基本協定 / 26

1.7.1.1 締結状況 / 26

1.7.1.2 内容 / 26

1.7.1.3 署名権者 / 26

1.7.2 プロジェクト取極 / 27

1.7.2.1 法的性格及び締結権限 / 27

1.7.2.2 内容 / 27

1.7.3 細目の決定 / 28

1.8 ケーススタディ 4 : 英国 / 29

1.8.1 基本協定 / 30

1.8.1.1 締結状況 / 30

1.8.1.2 内容 / 30

1.8.2 無償資金協力取極 / 30

1.8.3 プロジェクト・サイド・レター / 31

1.9 ケーススタディ 5 : スウェーデン / 32

1.9.1 基本協定 / 33

1.9.1.1 締結状況 / 33

1.9.1.2 内容 / 33

1.9.1.3 署名権者 / 33

1.9.2 協力の総額に関する取極 / 34

1.9.3 プロジェクト取極 / 34

1.9.3.1 法的性格 / 34

1.9.3.2 締結権限 / 34

1.9.3.3 内容 / 34

1.9.4 細目の決定 / 35

1.10 ケーススタディ 6 : UNDP / 36

1.10.1 基本協定 / 37

1.10.1.1 締結状況 / 37

1.10.1.2 内容 / 37

1.10.1.3 署名権者 / 37

1.10.2 プロジェクト取極 / 38

1.10.3 細目の決定 / 39

2.0 我が国の経済技術協力における国際約束等の体系／40

2.1 国際約束等の体系概観／40

2.1.1 事業別概観／40

2.1.2 他の援助国の国際約束等の体系との比較／42

2.2 技術協力における国際約束等の体系／44

2.2.1 プロジェクト取極／45

2.2.1.1 プロジェクト方式技術協力：R/D／45

2.2.1.2 開発調査：S/W／46

2.2.2 細目の決定／48

2.2.2.1 様式／48

2.2.2.2 やり取りのルート／48

2.2.3 「条約その他の国際約束」の形成方法／49

2.3 無償資金協力における国際約束等の体系／50

2.3.1 プロジェクト取極／50

2.3.2 細目の取扱い／50

2.4 (参考) 有償資金協力における国際約束等の体系／51

2.4.1 プロジェクト取極／52

2.4.2 借款契約／52

2.5 技術協力協定（経済技術協力協定）の概要／53

2.5.1 技術協力協定（経済技術協力協定）の締結状況／53

2.5.1.1 締結国／53

2.5.1.2 地理的分布／54

2.5.1.3 事業実績との関係／54

2.5.2 技術協力協定の内容／55

2.5.2.1 両政府による技術協力の促進の努力／55

2.5.2.2 具体的な協力のための取極の締結／55

2.5.2.3 技術協力のメニュー／55

2.5.2.4 相手国の負担／55

2.5.2.5 特権、免除等／56

2.5.2.6 機材の扱い／56

2.5.2.7 JICAの地位／56

2.5.3 経済技術協力協定の内容／57

2.6 参考：「条約その他の国際約束」に関する法律上の規定／58

2.6.1 技術協力業務／58

2.6.2 無償資金協力実施促進業務／58

2.6.3 青年海外協力隊業務／58

2.6.4 開発協力業務／59

2.6.5 国際緊急援助隊業務／59

2.6.6 有償資金協力（円借款）／59

■1.0 主要援助国の経済技術協力における国際約束等の体系

■1.1 要約

わが国以外の主要援助国（米国、カナダ、ドイツ、英国、スウェーデン）及び国際機関であるUNDP等について、その援助体制（*）を、援助に係る国際約束等（**）がどのように構築されているかという観点から検討すると、その概要は、おおむね次のように整理される。

●基本協定の締結により協力の枠組みを設定

多くの援助国は、主要な被援助国との間で、援助の枠組みに関して一般的な協定又はそれと同等のものを締結している（→具体的締結状況については1.2.1参照 [p.8]）。これらの協定等は、国によって内容の違いはあるが、概ね、主要な協力の形態、派遣される援助国側の人員の特権、免除など、一定の取扱いをあらかじめ定めておくことが望ましい基本的事項について規定するものとなっている（→協定の具体的な内容については1.2.2 [p.9] 参照）。

●プロジェクトごとの取極は国際約束として締結

具体的な協力の実施については個々のプロジェクトごとに取極が締結されるのが一般的である。この取極は、多くの場合、政府レベルで締結され、その法的性格は事業団法にいうところの「国際約束」に該当すると考えられる。ただし、これら取極の締結権限は、米国のUSAIDのように、援助の実施に当たる政府機関に授権される場合もある。

●実施細目は実施機関相互のやりとりで決定

我が国のコロンボ・フォームに相当するような実務上の文書は専ら実施機関の間で交換されるのが通例であり、これらをもって「国際約束」形成の手段として観念している例は、今回調査した範囲では他国には存在していない。このことは、上述したとおり、他国においては、一般的に国際約束がプロジェクトレベルで形成されることと関連している。

④ 「援助」の内容及び担当機関は国によってさまざまである。我が国でいう技術協力が実施されている国（例えばドイツ）もあれば、基本的に資金協力を実施している国（例えば米国・スウェーデン）もある。この調査においては、一般に「援助実施機関」と観念されている機関であってJICAと類似の機能を果たしているもの、例えば USAID、GTZ、CIDA等に着目し、その活動をめぐる国際約束等の体系を明らかにしようとしている。

したがって、本報告で取り上げた国際約束等の範囲については次の二つの留意が必要である。すなわち、第一に、本報告でとりあげた国際約束等の対象が、いわゆる「技術協力」に限られているわけではなく、我が国でいう無償資金協力及び有償資金協力をも含みうること、そして第二に、本報告でとりあげる国際約束等が、その国の援助活動をすべて含むものであるとは限らないという点である。

(**) 以下、本報告において、「国際約束等」の語を、「経済技術協力に係る国際約束並びに当該国際約束に基づき、又は関連して定められる実施機関の取り決め」を総称するための用語として用いる。

なお、わが国において国際約束及びそれに類似する用語及び概念について、次ページに簡単な概説を付しておく。

「国際約束」とは

1 「国際約束」の概念

まず、条約法条約（「条約法に関するウィーン条約」）においては、「条約」とは、「国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意」（"any international agreement concluded between States in written form and governed by international law"）と定義されている（第2条1(a)）。すなわち、口頭の国際合意、国際合意であっても国際公法により規律されないもの及び国際機関の締結する国際合意は同条約の適用対象外である。

これに対して我が国において「国際約束」という場合には、上の場合における「条約」よりも広く、口頭の国際合意及び国際機関との間の国際合意をも含め、我が国が締結する国際的な合意であって、国際法によって規律されるものという意味で用いるのが通例である。なお、「口頭の国際合意」については、学説上必ずしもこれを認める立場が通説とは言えないが、我が国においては、いわゆる「藤山・マッカーサー口頭了解」のように口頭による国際約束と説明される前例がある。

2 憲法との関係

上の意味での「国際約束」は、憲法第73条第2号の外交関係の処理の一環として行政府限りで締結される「行政取極」及び同条第3号の国会承認条約の双方を指すものであり、同様にこれら双方を指す憲法第98条第2項の「条約」と同義であることになる。

国際約束の締結権限は、憲法上内閣にあり、その内容がいわゆる大平三原則に該当する場合（法律事項を含む場合、財政事項を含む場合及び批准を要件とする政治的に重要なものである場合）には、その締結について国会の承認を得なければならないとされている。

3 締結のプラクティス

「国際約束」として締結する方法は、書簡の交換（交換公文）による方法と同一の文書に署名その他の形式により合意を表明する方法とがある。交換公文の場合には両政府間の合意を構成することを明記し又は両政府に代わって了解を確認する旨記載され、後者の方法においては、当該文書において関係政府が「次のとおり協定した」（"agreed as follows"）ことが明記されるのが通例である。

なお、合意を表明する権限を政府部内で有している者は、国事行為として行われる批准の場合を除き、第一義的には外務大臣である。

（北村 大）

■ 1.2 経済技術協力に関する基本協定の概要

■ 1.2.1 基本協定の締結状況

主要援助国は、援助の基本的な枠組みを規定する一般的な協定その他の国際約束（以下「基本協定」という。）を、被援助国との間でどの程度締結しているかを次の表1にまとめた。

表1 主要援助国の基本協定締結状況

国名	協定の名称	締結国数
米国	Economic, Technical and Related Assistance Agreement	125
カナダ	General Agreement on Development Cooperation	70
ドイツ	Basic Agreement	75
スウェーデン	Agreement on Development Cooperation 又は Agreement on General Terms and Conditions for Development Cooperation	17
オーストリア	Agreement on Financial and Technical Cooperation	15
フランス	名称は、技協協定、経済技術協力協定、経済・技術・（科学・文化・産業）協力協定等とさまざま	87
日本	技術協力（又は経済技術協力）に関する協定	20(未発効1)
UNDP	Standard Basic Assistance Agreement	130
UNIDO	Agreement on Financial and Technical Co-operation	18

これによると、米国は、125国（台湾を含む。）と、カナダは70か国と、ドイツは75か国と、またスウェーデンは17か国と、それぞれ基本協定を締結している。

国際機関については、今回UNDP及びUNIDOについて調査したところ、UNDPは、ある国への援助を開始するに当たり、当該相手国政府との間で基本協定を締結することを原則としており、現在では約130箇国程度の相手国と締結している。また、UNIDOについては、独自に基本協定を有するのは18か国との間においてであるが、被援助国がUNDP及びその他の国連機関との間で締結した基本協定も、UNIDOについて準用されることになっている。

■1.2.2 基本協定の内容

各国の基本協定の主要な内容を「主要援助国の経済・技術協力の枠組みについて」(資料1.2.2 [第2部p.2]) にまとめた。以下、同資料の項目に従って、各国の基本協定の概要を概観することとする。

■1.2.2.1 具体的な協力の枠組みの設定

基本協定は協力の枠組みを設定するものであり、これにより個別の協力の義務が発生するものではないとするのが一般的な方式である。すなわち、具体的な協力の実施については、おしなべてプロジェクト^(*)ごとの政府間取極を想定し、そこで合意されるところによるものとされる。この限りにおいては我が国の現行の技術協力協定における協力の根拠の枠組みとほぼ同様である。

^(*) ここでいう「プロジェクト」とは、我が国で「プロジェクト方式技術協力」で制度化されているものとは異なり、一般的な意味で用いている(以下同じ)。

■1.2.2.2 協力の形態

いずれの国の基本協定においても、技術協力の主要な形態を網羅的に明らかにする規定をおいている(ただし、スウェーデン及び米国は協力を資金協力として行っているためか、協力の形態については詳細に規定していない)。これらの形態はおおむね次のようなものであり、基本的に我が国の技術協力協定に規定する協力形態と同様である。

- i) 研究及び研修(相手国又は第三国におけるものを含める例がある^(*))
- ii) 専門家のサービスの提供
- iii) コンサルティング
- iv) 機材、資材等の供与
- v) その他(資金協力、セミナー等が含まれる。)

^(*) カナダ:協定第1条(b) [第2部p.75] ドイツ:インドネシアとの協定第2条第2号c [第2部第2部p.144]、英国:協定第2条 [第2部第2部p.196]、オーストリア:ウガンダとの協定第3条第3号 [資料集からは割愛]。

■ 1.2.2.3 援助国の負担に係る一般的規定

スウェーデン及び米国を除く各国の基本協定において、援助国側の負担の項目が明らかにされている。その共通項をみるとおおむね次のようになっており、我が国の制度と大きく異なるものはない。

- i) 派遣要員・・・俸給及び手当を負担する。
- ii) 研修員・・・渡航費用、研修経費及び滞在費用を負担する。
- iii) 機材・・・調達及び輸送費用を負担する。

■ 1.2.2.4 相手国の義務又は負担に係る一般的規定

相手国側の負担についても、国により規定の詳細さに差があるものの、各国とも概ね共通の内容となっており、我が国の技術協力協定の規定と大きく異なるところはない。我が国の技協協定との対比においては、次のような点が注目される。

○研修員が帰国した後の雇用について配慮する義務を定める規定（カナダ*）

○研修員がドイツで合格した試験資格の承認を求める規定（ドイツ**）

（*）モデル協定附属書BIV [第2部第2部p.90]

（**）インドネシアとの協定第3条f [第2部第2部p.147]

■ 1.2.2.5 相手国の義務又は負担のうち、派遣人員の特権免除

援助国側の人員が享受する特権免除の内容は「主要援助国の協定における特権、免除等の概要」（資料1.2.3 [第2部p.6]）に整理したとおりである。その内容は概ね次のように大別される。

- i) 派遣要員に対する税の免除・・・所得、個人用品の輸入等が対象。
- ii) 派遣要員に対する民事の免責・・・任務の遂行に関する行為の責任を相手国が負う。不逮捕特権を規定する例（ドイツ*）もある。
- iii) 派遣要員に対するその他の免除・・・出入国管理の免除が中心。
- iv) 派遣要員に対する便宜・・・住居、医療、身分証明書、ビザ及び運転免許に関するもの等がある。
- v) 団体の地位・・・コンサルタント等の団体について要員に準じた税の免除等を認めるのが大勢である。
- vi) 機材に関する免除・・・供与され又は携行される機材に関する税を免除する。
- vii) 緊急事態の対応・・・要員の帰国の便宜を定める例が英国、カナダ及びスウェーデンにある。

(*) インドネシアとの協定第5条(1)(b) [第2部p.149]

以上の中で、現行の我が国の技協協定には盛り込まれていないものであり、その意味で注目に値するものと思われる点としては次のものがある。

○援助の実施に当たる法人その他の団体の地位についての規定

援助機関の人員だけでなく、援助機関と契約関係にあるコンサルタント等の団体についても、援助機関の人員に準じた特権免除を認める規定である。これは、資金協力を中心とする米国及びスウェーデンに限られず、技術協力を中心とするドイツ、英国等にもみられる。(**)

(**) 米国：モンゴルとの取極第3項(b)(d) [第2部p.15]、ドイツ：インドネシアとの協定第5条(2)(a) [第2部p.149]、英国：モデル取極第28項、29項、30項、及び31項 [第2部p.207]、スウェーデン：モデル協定第7条 [p第2部p.232-233]。

○派遣要員の国籍が第三国である場合を明示的に認めている例

このような例が米国、カナダ、スウェーデン及びオーストリアの協定に認められる。(**)

(**) 米国：モンゴルとの取極第3項(c) [第2部p.15]、カナダ（モデル協定第5条(b) [第2部p.77]、スウェーデン：モデル協定6条(a) [第2部p.227]、オーストリア：ウガンダとの協定第3条i [資料集からは割愛]。

○派遣される人員の安全の確保又は帰国の権利について規定をおく例

この例は、カナダ、英国及びスウェーデンに見られる。(***)

(***) カナダ：モデル協定第13条 [第2部p.81]、英国：モデル協定第22項(c)、第28項 [第2部p.204、207]、スウェーデン：モデル協定第6条h7 [第2部p.231]。

■1.3 プロジェクト取極の概要

いずれの国の基本協定においても、基本協定によってただちに個々の協力の義務が発生するのではなく、プロジェクトごとの取極の締結を想定し、これによって具体的な協力の根拠又は基礎が生まれ、その内容が決定されるものとしている。それらプロジェクトごとの取極の内容等については「主要援助国の個別プロジェクトに係る実施取極について」（資料1.3 [第2部p.10]）に整理した。米国、カナダ及びドイツの例を中心に主要点を整理すると次のとおりである。

■1.3.1 取極の法形式

プロジェクトごとに締結される取極のタイトルは、Agreement (協定：米国)、Memorandum of Understanding (MOU) (了解覚書：カナダ)、Exchange of Notes (交換公文：ドイツ) 等と様々であるが、いずれも両国政府の名において締結され、両国の権利及び義務を規定するものであるから、形式としては両国を拘束する政府間取極（我が国でいう「国際約束」に相当するもの）であるといえる。

(*) カナダの取極 (MOU) には「この了解覚書は国際条約を構成しない」という disclaimerがあるが、規定よりは明らかに両国政府の合意を構成するものであるから、この文言はカナダ国内の手続上の位置付けに関連するものであろうと思われる。

■1.3.2 締結権者

今回の調査で判明した限りにおいては、プロジェクトごとの取極は在外公館の長と相手国政府との間で締結されるのが一般的である。例外的に USAIDについては、その常駐代表に締結権限が認められている。

■ 1.3.3 内容

■ 1.3.3.1 プロジェクトに係る両国政府の負担

プロジェクト取極の内容は援助国及び相手国の具体的な負担について規定することが中心となる。今回の調査範囲の中では、スウェーデン、米国及びカナダのプロジェクト取極において、援助国の負担額の総額又は限度額（協力が複数年にまたがる場合にもその総額）が掲げられている。また、技術協力という援助形態をとっているカナダ及びドイツのプロジェクト取極においては、専門家の数、研修員の数等について具体的な協力の内容が明らかにされている。

■ 1.3.3.2 援助機関の位置づけ

米国の場合、プロジェクト取極 (Project Grant Agreement) の前文において、米国政府がUSAIDを通じて同取極を締結する旨、明記されている。カナダのプロジェクト取極においてはCIDAが実施機関として指定され、ドイツの取極ではGTZが実施機関とされ、スウェーデンの取極においては、SIDAが取極の実施について政府を代表する権限を与えられている。英国の場合は、プロジェクト取極上にODAについての言及はない。

特に注目されるのは、ドイツのプロジェクト取極においてGTZと相手国の機関との間の契約で取極の細目を決定する権限を授権していることである。すでに述べたように、協力の内容はかなり具体的に取極において定められているが、入手した契約をみると、次のようなプロジェクトに関する協力のルールを定める内容となっている（→詳細については1.7 [p.25] を参照）。

- i) 派遣される専門家の分野及び費用の分担
- ii) 供与される機材の内容及び費用の分担
- iii) 研修員の数、研修の期間及び費用の分担
- iv) プロジェクトの運営費用等のGTZによる負担

なお、この契約は、準拠法の定めを置いていることからみて、私法上の契約と観念されていると思われる^(*)。

^(*) 一般に国際約束とは、国家間の合意であって、国際公法によって規律されるものを指す（条約法条約第2条1 (a) 参照）。これに対して、私法上の契約とは、国内法である私法（例えばわが国の民法）の適用を受け、国内の司法制度によって紛争が解決される当事者間の合意を指す。したがって、例えば、大使館用地の賃貸契約のようなものは、国家間の合意であっても国際約束ではなく、私法上の契約である（北村 大）。

■ 1.3.3.3 援助要員の特権免除

基本協定が存在しない場合には、このプロジェクトごとの取極において要員に係る特権・免除等が規定される。例えば、カナダの取極についてみると、基本協定が締結されていない国との間のプロジェクト取極において、通常は基本協定中にある特権・免除等に係る規定がおかれている（→ [第2部pp.103-106]）。

■ 1.3.4 細目の決定

上記のプロジェクトごとの取極で決定されない細目については、更に下位の文書に授権されることになる。これらの文書は、Project Implementation Letters (PIL)、Plan of Operation (カナダ)、Implementation Agreement (ドイツ)、Project/Programme Document (スウェーデン) 等と呼ばれる。入手することのできた幾つかの例をみると、これらはいずれも実施機関の名において作成される文書であり、そのみでは「国際約束」とは言い難いものである。ちなみにカナダの文書は実施機関の "operational document" であることが当該文書の上で明記されている。

■1.4 ミクロレベルの個別フォーム

下に述べるように（→2.2.3 [p.49]）、わが国の国際約束等の体系においては、コロンボプラン・フォームのようなミクロレベルの文書を口上書に付して交換することによって国際約束が形成されており、それが一つの特徴となっているが、一般に、他の援助国においてはそのような方式は取られていない。もちろんこれらの国々も何からの形式で研修員の受入れ等について決定を行っているわけであるが、これらは「合意」としてではなく、「合意」の実施の一部と観念されているようである。

すなわち、一般に、ある国の政府が外交文書（口上書）をもって別の国の政府に対して何事かを要請し、要請を受けた側の国の政府がこれに文書で回答する事例は多々存在するが（例えば口上書でビザの発給を要請し、これに口上書で回答するような場合）、これらが「条約その他の国際約束」に該当するものとして観念されることは一般的にはなく、むしろ外交事務の処理とされるのが普通である。援助の実施において他の援助国が行っている個別的な決定も、常識的に考えればこのような事例の一つということになる。言い換えれば、各国は、協力のあり方に関するルール又は協力の「枠」（例えば派遣専門家の数等）を定めるものは正式な国際約束とするとともに、設定されたルールに則って行われる個々の決定は「合意」ではなくその実施として行われる行為と観念しているといつてよいであろう。

一例を上げれば、米国が用いているProject Implementation Order（資料1.5.4.1—1.5.4.3 [第2部pp.65-71]）という文書がある。これは、USAIDの本部において個々の研修員の受入れ、技術的な役務の調達又は物資の調達を決定し、必要な支出を指示する文書であり、コロンボ・フォームに類似した機能を有する部分がある。これはUSAIDの名において署名されるものであるとともに、そこには相手国側の同意を記録するための署名欄があるが、全体としては、それによって国際約束が形成されるという性質のものではなく、USAIDの内部における指示文書と観念するのが適当と思われる。

■ 1.5 ケーススタディ 1 : 米国

米国における国際約束等の体系は、大きく分けて、基本協定、プロジェクト取極たるProject Agreement及びそれ以下の文書の交換という3つの階層に整理することができる。わが国の団法上の国際約束に相当する国際約束は、プロジェクトレベルで形成される。

米国の国際約束の体系概念図

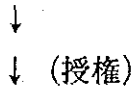
1. 枠組みの設定

●基本協定 Agreement concerning economic, technical and related assistance
(資料1.5.1 [第2部p.14])
125箇国と締結している。
特権、免除等に係る規定が中心。



2. 具体的な権利・義務

●プロジェクト取極 Project Agreement (資料1.5.2 [第2部p.17-62])
協力の資金額を規定。
USAIDにも締結権限あり。



3. 細目の決定

●Project Implementation Letters (資料1.5.3 [第2部p.63])
USAIDが締結。
一方的通報にも用いられる。



4. 合意の実施

●Project Implementation Order (資料1.5.4 [第2部p.65 -])
USAID内部の指示文書

■ 1.5.1 基本協定

■ 1.5.1.1 締結状況

米国の場合、我が国の技術協力協定に相当するものとして、Agreement concerning economic, technical and related assistance（資料1.5.1 [第2部p.14]）と呼ばれる二国間の協定がある。この協定は、ある国が米国の援助の受益国となることが議会で承認されると、必要に応じ、当該国との間で締結されることになっている。米国は、現在 125箇国（台湾を含む。）との間で基本協定を締結している。

■ 1.5.1.2 内容

協定の内容は、要員に係る特権、免除等を中心とした規定ぶりとなっており、協力の形態、具体的なプロジェクトがどのようにして決定され実施されるか、両国の負担等については言及がほとんどない。

■ 1.5.1.3 署名権者

基本協定は通常米国の大使が署名することとされており、フィリピンとの間の基本協定では批准手続がとられている。

■ 1.5.2 プロジェクト取極

上記のように、基本協定においては協力の大枠のみを定めている結果、具体的な協力のコミットメントはプロジェクトごとに合意される取極においてなされる。この取極は、一般にProject Agreement と呼ばれるが、これは更にプロジェクトの種類によって、次のような幾つかの種類がある。

- grant の場合のProject Grant Agreement (資料1.5.2.1 [第2部p.17])
- loanを提供する場合に用いられるProject Loan Agreement (資料1.5.2.2[第2部p.37])
- 研修、小規模な又は簡単なプロジェクト等に対するgrantに関するGrant Project Agreement (short form) (資料1.5.2.3 [第2部p.59]) (*)

(*) 上の取極の名称から明らかなように USAIDの実施する協力は、いわゆる「技術協力」のカテゴリーとは異なり、有償又は無償の資金協力の形態をとっている。このため、プロジェクトごとの取極においても協力の額、支払の条件等に関する規定が中心となっている。

現在 USAIDはloanをほとんど供与しておらず、援助の中心となるものはgrantである。したがって、これらの取極のうち最も重要なProject Grant Agreement (資料1.5.2.1 [第2部p.17]) について、以下にその内容をみていくこととする。

■■ 1.5.2.1 Project Grant Agreement の法的性格

タイトルが米国と相手国との間の協定 (Agreement) となっており、末文においても両国政府が締結することが明記されていることから、政府間取極 (我が国でいう「国際約束」に相当するもの) であるといえる。

■■ 1.5.2.2 Project Grant Agreement の締結権限

通常は米国の大使又は USAIDの常駐代表 (事務所の規模により Mission Director 又は Representative Office の責任者) が署名する。

■ ■ 1.5.2.3 Project Grant Agreement の内容

表4「主要援助国の個別プロジェクトに係る実施取極について」（資料1.3[第2部p.10]。）に整理したとおりであるが、その主要点は、米国が行う資金協力の額並びにその支出の条件及び期間を定めることにある。具体的には次のような事項が定められている。

- i) プロジェクトの定義
- ii) 供与される資金の額及び用途
- iii) 相手国の負担の額
- iv) 援助の終期
- v) 調達先の指定
- vi) 資金の支出手続

Project Grant Agreement によって援助をコミットするに当たっては、その15日以前に議会に報告することが、USAID Appropriation Act 及びForeign Assistance Act によって定められている。Project Grant Agreement の有効期間はプロジェクトによって異なるが、一般には、JICAのプロ技の場合のような5年といった上限は、特に定められていない。

■1.5.3 細目の決定

上記のプロジェクト取極（Project Grant Agreement）で決定されない細目及び取極の重要でない修正については、Project Implementation Letters（PIL）（資料1.5.3 [第2部p.63]）によって合意される。PILは、相手国とUSAIDの名において署名されるものであって、独立した「国際約束」とは言い難い文書である。このため、プロジェクトごとの取極すなわち、Project Grant Agreementの附属文書においてProject Implementation Lettersに言及し、これが双方の了解を確認するためにも用いられる旨規定している（Project Grant Agreement附属書1→ [第2部p.28]）。したがって、PILは、そのProject Grant Agreementにおける授權規定に基づく法的地位を与えられているといえる。

なお、PILには、取極の締結とともに作成されるBasicなもの（調達又は支払の手続等を定める。）とその後作成されるもの（相手国とのコミュニケーションのため等に用いられる。）とがあるが、用いられるフォーマットは同一である。

■1.5.4 合意の実施

上記Project Grant Agreementの実施細目を特定するとともに、プロジェクトを外部委託するための契約条項の指針とするため、USAIDは別途、Project Implementation Order (PIO)という内部文書を作成している。これには次の3種類がある。

- technical servicesに関するもの（資料1.5.4.1 [第2部p.65]）
- commoditiesに関するもの（資料1.5.4.2 [第2部p.69]）
- participants（研修）に関するもの（資料1.5.4.3 [第2部p.71]）

PIOは、USAIDの本部において個々の研修員の受入れ、技術的な役務の調達又は物資の調達を決定し、必要な支出を指示する文書であり、コロンボ・フォームに類似した機能を有する。PIOはUSAIDの担当部局（地域局）によって作成され、当該地域局及び必要に応じ、被援助国政府実施機関の責任者が署名を行うが、全体としてはUSAIDの内部における指示文書と観念される。PIOには相手国の責任者の署名欄があるが、これは実務上の「合意」を確認するためのものであって、事業実施の根拠としての国際約束を形成するためのものとみなすことは適当でないであろう。

■1.6 ケーススタディ 2 : カナダ

カナダにおける国際約束等の体系は、大きく分けて、基本協定たるGeneral Agreement on Development Cooperation、プロジェクト取極たるMemorandum of Understanding及びそれ以下の文書の交換という3つの階層に整理することができる。わが国の団法上の国際約束に相当する国際約束（事業実施の根拠としての国際約束）は、米国の場合と同様、プロジェクトレベルで形成される。

カナダの国際約束の体系概念図

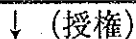
1. 枠組みの設定

●基本協定(General Agreement on Development Cooperation)
(資料1.6.1 [第2部p.74])
70箇国と締結。
専門家派遣等の協力のメニュー及び特権、免除等について規定。
具体的な協力は、subsidiary arrangementsに基づく。



2. 具体的な権利・義務

●プロジェクト取極 (Memorandum of Understanding)
(資料1.6.2 [第2部p.91])
外交ルートで締結する。
協力の総額を規定。
プロジェクトの概要は附属書 (Project Description) に規定。



3. 細目の決定

●Management Plan (資料1.6.3 [第2部p.117])
CIDAが締結し、上記のプロジェクト取極 (MOU) に添付される。
派遣専門家の数、分野等を具体的に規定する。



4. 合意の実施

● (合意の実施)

■ 1.6.1 基本協定

■ 1.6.1.1 締結状況

カナダは、70箇国との間で、General Agreement on Development Cooperation（資料1.6.1 [第2部p.74]）と呼ばれる基本協定を締結している。

■ 1.6.1.2 内容

この基本協定は、要員の特権、免除等に加え、協力に際して両国が負うべき負担に関する原則について附属書で詳細に規定していることが特徴である。また、カナダは基本協定の中で協力の内容を次の形態のものに特定している。

- i) プロジェクトの調査及び評価のためのミッションの派遣
- ii) 研修
- iii) 専門家の派遣
- iv) 機材の供与
- v) 調査及びプロジェクトの実施
- vi) 民間の協力の促進

具体的に協力を進めるに当たっては、我が国の協定と同様に協力の形態を明らかにする補足取極（subsidiary arrangements）を締結することが協定上で明記されている（→協定条文第2条1 [第2部p.76]）。この点では我が国の協定と同様である。

■ 1.6.1.3 署名権者

この基本協定は通常の政府間取極であり、入手できたインドネシアとの間の協定についてみると、カナダ側は外務大臣が署名している。

■1.6.2 プロジェクト取極

上記のように、カナダが被援助国に対して個々の協力プロジェクトを実施するに際しては、個別のプロジェクト取極を締結することが前提となる。この取極は行政取極（administrative arrangements）とされ、通常 Memorandum of Understanding（以下MOU）（了解覚書）（資料1.6.2 [第2部p.91、99]）というタイトルの合意文書である。以下その内容について検討する。

■1.6.2.1 MOUの法的性格

タイトルはカナダ政府と相手国政府との間の了解覚書となっており、前文においても両政府がその了解を記録することが明記されていることから、政府間取極（「国際約束」）である。なお、了解覚書は"international treaty"でない旨明記されているが、これはカナダ側の国内手続上批准を要するかどうかといった問題に対処するためのものと思われる。

■1.6.2.2 MOUの締結権限

入手することのできたインドネシアとの間のもの及びフィリピンとの間のものについてみると、カナダ側署名者はいずれもカナダ大使となっている。相手側署名者は、インドネシアの場合は局長、フィリピンの場合が外務次官となっている。

■1.6.2.3 MOUの内容

MOUの内容は、個々のプロジェクトに対する協力の内容を具体的に規定することが中心となる。入手することのできたインドネシアとの間のMOU [第2部p.91] についてみると、その内容は、プロジェクトの実施に責任を有する両国の機関の指定（カナダ側実施機関としてはCIDAが指定される。）、プロジェクトの概要、Management Planの作成（→下記1.6.3 [p.24] 参照）、両国政府の義務（カナダ政府による協力の総額上限も規定）などの項目を網羅するものとなっている。なお、プロジェクトの概要は、MOUの附属書（Project Description）に詳細に記載され、同附属書の構成は次のとおりである。

- i) プロジェクトの目的
- ii) 研修員の数、分野及び期間
- iii) 派遣専門家の数、分野及び期間
- iv) 供与機材
- v) CIDA及び相手国の担当機関の負担

附属書がMOUの不可分の一体であるとは規定されていないが、このようにしてカナダ政府はこの附属書に記載された協力の内容を提供する義務を国際約束上負うことになるといえる。

なお、基本協定が締結されていない相手国との間においては、専門家の特権免除等に関する規定も、プロジェクト取極たるMOUの中に盛り込まれることとなる。第2部に掲載したインドネシアとのMOUは、そのようなMOUの一例である。

■ 1.6.3 細目の決定

CIDAの役割は、更に細目を決定する過程において明確にされる。即ち、CIDAはMOUの下での義務の実施に責任を有する機関として指定される（MOU第2条〔第2部p.92〕）^(*)とともに、CIDA（場合によっては、CIDAからの委託を受けて実際にプロジェクトを実施する機関）と相手国の担当機関とは、取極の日付から90日以内に Management Plan（資料1.6.3〔第2部p.117〕）という文書を作成し、MOUに添付することとなる。この文書の内容は次のようなものとされる。

- i) プロジェクトの詳細な説明
- ii) 実施の手法の概要
- iii) 実施のスケジュール
- iv) プロジェクトに係る報告
- v) プロジェクト評価の性格、時期及び責任
- vi) プロジェクトに必要な資源
- vii) 両国の義務及び責任に関するステートメント

^(*) この意味でCIDAは、米国を代表する旨取極上明記されている USAIDよりもJICAに近い地位を有しているといえる。

入手することのできた Management Plan についてみると、いずれも二、三十ページにのぼる詳細な文書であり、MOUにおいてはこの文書（Management Plan）が実施機関の間のoperational document であるとしている（MOU 4条→〔第2部p.93〕）。その趣旨は必ずしも明確でないが、Management Plan の前文においては、この文書がMOUに対して"supplementary and complementary" である旨規定されている〔第2部p.118〕ことに鑑みると、Management Plan はあくまで実施機関の間の実施取極であり、MOUと不可分の一体をなすというよりはMOUから授権された範囲で法的地位を有する文書とみるべきであろう。いずれにせよ、Management Plan は、私法上の契約とは解されない。

なお、このようなMOUとPlan of Operationという二段構えの構成を設けた所以は、MOUのレベルである程度の具体的な協力の内容を明らかにすることを確保する一方、他方プロジェクトの実施に際して当然に必要となる細かい変更をMOUを修正することなく実施することが可能になるからとされている。

■1.7 ケーススタディ 3 : ドイツ

ドイツにおける国際約束等の体系は、大きく分けて、基本協定、プロジェクト取極たる交換公文及びそれ以下の文書(Implementation Agreement)の交換という3つの階層に整理することができる。わが国の団法上の国際約束に相当する国際約束は、米国の場合と同様、プロジェクトレベルで形成される。

ドイツの国際約束の体系概念図

1. 枠組みの設定

- 基本協定 (Agreement) (資料1.7.1 [第2部p.142])
専門家派遣等の協力のメニュー及び特権、免除等について規定。
具体的な協力は、project arrangements に基づく。



2. 具体的な権利・義務

- プロジェクト取極 (資料1.7.2 [第2部p.155])
外交ルートで締結する。
協力の内訳を規定。
実施をGTZに委託する。

↓ (授權)



3. 細目の決定

- Implementation Agreement (資料1.7.3 [第2部p.161])
GTZが締結する私法上の契約。
派遣専門家の数、分野等を具体的に規定する。



4. 合意の実施

- (合意の実施)

■1.7.1 基本協定

■1.7.1.1 締結状況

ドイツは75か国と基本協定〔第2部p.142〕を締結している。

■1.7.1.2 内容

一例として、インドネシアとの間の協定をみると、その内容は、専門家派遣、機材供与及び研修という我が国の技術協力と同様のメニューを定めるとともに、協力の対象として次の分野を明らかにしている。

- i) 相手国にある研修、指導及び研究センター
- ii) 計画、調査及び報告書の作成
- iii) その他

また、カナダの基本協定と同様に、個々の協力が別途締結されるプロジェクトごとの取極("project arrangements")に基づくことが明記されている〔第2部p.143〕。この点では我が国の協定と同様である。「プロジェクト」という用語が協定上明記されている点もカナダの基本協定と同じである。

■1.7.1.3 署名権者

基本協定の締結権限については、入手した文書からは明らかでないが、通常の国際約束と同様の手続をとっているものと思われる。

■ 1.7.2 プロジェクト取極

以上のように、ドイツの場合も、基本協定が直接に個別の協力の基礎をなすのではなく、個別のプロジェクト取極が具体的な協力の前提となる。入手することのできたインドネシアのスラバヤ造船専門学校（Phase 2.）に対する協力に係る取極(案) [第2部p.155] について以下に検討することとする。

■ 1.7.2.1 法的性格及び締結権限

ドイツのプロジェクト取極は、大使と相手国外務大臣との間の交換公文の形式をとっており、また内容も通常の政府間取極を締結する場合のフォーマットに沿っている。我が国の通常の国際約束と同様のものといって差支えない。

■ 1.7.2.2 内容

取極を見ると内容は次のようなものである。カナダの例とは異なり、協力の総額は明らかにされない。

- i) 派遣専門家の数、分野及び期間
- ii) 供与機材
- iii) カウンターパートの配置等の相手国の貢献
- iv) GTZに対する実施の委託

GTZはカナダの取極におけるCIDAとは異なり、実施の委託（charge）を受けるものであって実施に責任を有するものとされていない^(*)。これは、政府の一部であるCIDAと異なって独立の法人格を有するGTZの地位を考慮した規定と考えられる。他方、GTZには取極においてプロジェクトの実施の詳細を相手国の実施機関との間で取り決める権限が与えられている [第2部p.159]。

■ 1.7.3 細目の決定

上記のように、細目は、GTZの締結する実施取決め（Implementation Agreement：資料1.7.3 [第2部p.161]）において決定されることになる。入手した文書を見ると、この実施取決めが両政府間で締結したプロジェクト取極において細目の決定を授權していること及びGTZが政府の委託を受けていることに言及した上で相手国の実施機関と合意することが明らかにされている。その内容はおおむね次のようなものであり、プロジェクト取極（交換公文）と重複する可能性がある事項をも詳細に定めている。

- 1 プロジェクトの目的
- 2 プロジェクトの成果
- 3 GTZの貢献
 - 派遣専門家の数、期間及び分野並びに費用の負担
 - 供与機材の種類及び費用の負担
 - 研修員の数、期間及び分野並びに費用の負担
 - プロジェクトの建設への協力
 - プロジェクトの維持費用の負担
- 4 相手国の実施機関の負担
 - カウンターパートの配置
 - 場所の提供
 - コスト負担
 - プロジェクトサイトおよび建物の提供
 - 専門家への協力
 - 通関
- 5 専門家の任務及びステータス
- 6 活動計画
- 7 資機材・建物の処分及び使用
- 8 評価
- 9 GTZの貢献の中止及び契約の解除
- 10 一般的規定

なお、この文書は、準拠法をドイツ法と定め、また通常の契約において定められるような事項（協力の停止、契約の解除等）についても明確に規定するなど、私法上の契約としての性格を有する。

■1.8 ケーススタディ 4 : 英国

英国の経済技術協力における国際約束等の体系は、概ね、三つの構成要素によって構成されている。すなわち、技術協力に関する基本協定、無償資金協力取極、プロジェクト・サイドレターの3者である。

英国の国際約束の体系概念図

1. 枠組みの設定

● 技術協力基本協定
(資料1.8.1. [第2部p.196])
専門家派遣等の協力のメニュー及び特権、免除等について規定。
具体的な協力は、相手国の要請に基づく。

● 無償資金協力取極
(資料1.8.2 [第2部p.213])
一定額の無償資金協力の提供及びその枠組みについて定める。



2. 具体的な権利・義務

● プロジェクト・サイド・レター (資料1.8.3 [第2部p.217])
協力の内容を規定。
詳細はproject memorandumによる。



3 合意の実施

● (合意の実施)

■1.8.1 技術協力に関する基本協定

■1.8.1.1 締結状況

英国の技術協力に関する基本協定の締結数については今回の調査の範囲では判明しておらず、未詳である。

■1.8.1.2 内容

入手した協定の標準パターン [第2部p.196] をみると、その内容は、専門家派遣、機材供与、研修及びコンサルタントという我が国の技術協力と同じメニューのほかに、一部の小規模な無償資金協力についても規定されている (34項等 [第2部p.208])。

他方、個々のプロジェクトごとの取極については、基本協定上特に言及はない。英国の技術協力は、相手国からの要請に基づいて提供されるのが原則とされるにとどまっている (1項(b) [第2部p.196])。要員のTR等に関して別個の取極 ("individual arrangements") の存在が想定されている。

基本協定の締結権限については、入手した文書からは明らかでないが、通常国際約束と同様の手続をとっているものと思われる。

■1.8.2 無償資金協力取極

英国の無償資金協力取極 [第2部p.214] は、上記の基本協定において言及がなく、その下位に位置付けられるものではないであろう。その内容は、英国が両政府の合意によって決定される複数の個別プロジェクトのために一定額の無償資金協力 ("grant"。ただし、借款の形態をとる場合もある。) を提供する意図を有していること、及びその資金が物資又は役務の調達に用いることができることを明らかにし、更に、支払の期限、調達の方法等について規定するものである。いわば無償資金協力に係る枠組みの取極ととらえることもできる。

なお、この取極は両政府間の了解を記録するものであり、国際約束に該当するものである。また、締結手続についてみると、入手することのできたケニアとの取極においてはサッチャー首相 (当時) が署名している。

■1.8.3 プロジェクト・サイド・レター

そしてこのプロジェクト取極の下で、個々のプロジェクトごとに「プロジェクト・サイド・レター」（資料1.8.3）〔第2部p.217〕が交換される。このレターには、次のような規定がある。

- i) 特定のプロジェクトのために前記の取極に定める総額の中から一定額の資金が提供される。
- ii) 資金の使途その他の細目については附属の"project memorandum"による。
- iii) 右project memorandumに定める目的のために英国政府は技術協力のための資金の中から一定額を提供する。

すなわち、project memorandumにおいて、個々のプロジェクトについては無償の資金が提供されるとともに、技術協力が行われることが明らかにされ、ここで無償資金協力と技術協力が組み合わされるとともに、個々のプロジェクトごとの技術協力の内容が決定されるのである。そして、サイド・レターは両政府間の了解を記録するものであるから、国際約束と考えることができる。したがって、結局、英国についても、これまで見てきた他の援助諸国と同様に、技術協力をめぐるプロジェクトごとの取極としては「国際約束」（政府間合意）のレベルの合意が用いられているといえる。

なお、以上は入手することのできた資料（英国の旧植民地であるケニアについての資料）の分析に基づくものであるので、他の開発途上国については別のスキームが用いられている可能性があり、英国における国際約束等の体系についての全貌を明らかにするためにはさらに調査を要する。

■1.9 ケーススタディ 5：スウェーデン

スウェーデンの経済技術協力における国際約束等の体系はこれまで見てきた欧米諸国の場合とやや異なる。すなわち、これまで見てきた諸国の場合、国際約束等の体系は、基本協定→プロジェクト取極→細目の決定という3層構造をなしていたのに対し、スウェーデンの場合は、これにもう一つ別の取極が加わっているのである。すなわち、その国際約束等の体系は、基本協定→協力の総額に関する取極→プロジェクト取極→細目の決定という、4層構造をなしているのがその特徴である。

スウェーデンの国際約束等の体系概念図

1 枠組みの設定

● 基本協定 (資料1.9.1 [第2部p.222])
19箇国と締結している。
要員の特権、免除等について規定。
具体的な協力は、Specific Agreementに基づく。



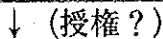
2 協力の総額の設定

● 協力の総額に関する取極 (資料1.9.2 [第2部p.237])
スウェーデンの貢献の額を規定。
具体的な協力は、Specific Agreementに基づく。



3 具体的な権利・義務の規定

● プロジェクト取極 (Specific Agreement) (資料1.9.3 [第2部p.243])
政府間取極
協力の内容を規定



4 細目の決定

● Project / Program document 等 (資料1.9.4 [第2部p.??])
スウェーデンの貢献の用途、予算等が具体的に規定される。
締結権者は未詳。



5 合意の実施

● (合意の実施)

以下、これらの4種類の国際約束等について、個別にその内容を略述することとする。

■1.9.1 基本協定

■1.9.1.1 締結状況

スウェーデンは、19箇国との間で基本協定（Agreement on General Terms and Conditions for Development Cooperation）〔第2部p.222〕を締結している。

■1.9.1.2 内容

基本協定においては、「開発協力」一般について規定しており、いわゆる技術協力のメニューは定められていない。これはスウェーデンにおいては資金協力と技術協力との区別がないことによるものであろうと思われる。

基本協定によって定められる条件は、スウェーデンと相手国との間で合意される開発協力プロジェクトに適用があるとされ（第1条〔第2部p.222〕）、この協定が協力の枠組みを定める基本協定であることが明確にされるとともに、個別のプロジェクトについては別途合意されることが想定されている（同）。なお、5条においては、個別取極（"Specific Agreement"）が締結されてはじめて支払が行われる旨規定されている〔第2部p.225〕ので、プロジェクトごとの取極の締結が協力に不可欠であることが示されている。

スウェーデンの基本協定の一つの特徴は、開発協力のための任務を遂行する要員に対する特権、免除等の規定が充実していることであり、他国にも見られる所得税の免除等の通常のもののほか、例えばスウェーデン政府による学校及び医院の開設が認められている（第8条〔第2部p.234〕）。

■1.9.1.3 署名権者

署名権者については今回の調査では情報を得ていないが、基本協定がスウェーデン政府と相手国政府との間の協定であることが文言上明らかであり、我が国で言う条約その他の国際約束の通常の状態に該当するものとなっていることから、通常協定の署名者（大臣等）がその署名権者となっていると想像される。

■1.9.2 協力の総額に関する取極

スウェーデンにおける国際約束等の体系においては、基本協定の下で、特定の期間（単年度か多年度かは不明）にわたるスウェーデン側の貢献（"grant"）の総額について定める取極（Agreement on Development Cooperation）が締結されることである（[第2部p.237]）。全体で5条からなるこの短い取極は、上記の金額を規定する（第1条 [第2部p.238]）ほか、この資金が用いられる協力分野が前述の個別取極によって定められることを明らかにしている（第2条 [第2部p.239]）。

この取極も基本協定と同様に通常の政府間取極である。なお、締結権者は、調査の限りでは明らかでなかった。

■1.9.3 プロジェクト取極

上記の二つの国際約束の下で開発協力の枠組み及びスウェーデン側の貢献の総額が定められるが、この段階では特定のプロジェクトに対するコミットメントはない。具体的なプロジェクトへの協力は、既に述べたように、プロジェクトごとの個別取極（Specific Agreement）（資料1.9.3） [第2部p.243] が締結されることが前提となる。以下その詳細について検討する。

■1.9.3.1 法的性格

タイトルがスウェーデン政府と相手国政府との間の個別取極（"Specific Agreement"）となっているほか、両国政府の合意であることが明記されているので政府間取極（「国際約束」）である。

■1.9.3.2 締結権限

調査の限りでは明らかにならなかった。

■1.9.3.3 内容

別紙において整理したとおりであるが、その主要点は米国に類似しており、次のような事項を定める。

- i) 協力の対象となる個々のプロジェクトの内容
- ii) プロジェクトに対するスウェーデンの貢献の額（前記2.の取極で定められた総額の内数）
- iii) スウェーデンの資金の使用に係る期間、対象となるコストの種類その他の条件（相手国による条件違反の際の支払停止を含む。）
- iv) 相手国の責任（プロジェクトの実施等）
- v) 調達を添付のガイドラインに従って行うこと。
- vi) 技術協力の提供
- vii) 両当事者間の定期協議、相手国による報告及び会計監査
- viii) SIDAは取極の実施についてスウェーデン政府を代表する。

■1.9.4 細目の決定

細目の決定については、上記のプロジェクト取極において二つの手続が想定されている。第一に、Project/Program document という文書により、特にスウェーデンの貢献に係る資金の使途が特定される（第4条1 [第2部p.245]）。第二に、両当事者の定期協議の際に、以後の期間に係る計画（plan）及び予算(budget)が合意されることとなっている。ただし、これらの文書の作成権限、内容等は今回の調査の限りでは明らかにならなかった。

■1.10 ケーススタディ 6 : UNDP

最後に、二国間援助機関ではないが、JICAと同様の技術協力機関であるUNDPが被援助国との間で締結している取極等について概観する。

UNDPが被援助国との間で締結している国際約束等の体系は、大きく分けて、基本協定たるStandard Basic Assistance Agreement、プロジェクト取極たるProject Document 2つの階層に整理することができる（必要に応じ、プロジェクトの細目が、Project Document の付属書によって規定されることがある。）。わが国の団法上の国際約束に相当する国際約束は、これまで見てきた諸国の場合と同様、プロジェクトレベルで形成される。

UNDPの国際約束の体系概念図

1. 枠組みの設定

● 基本協定 (Standard Basic Assistance Agreement)
(資料1.10.1 [第2部p.256])
130か国と締結。
協力の枠組みについて規定。



2. 具体的な権利・義務

● プロジェクト取極 (Project Document)
(資料1.10.2 [第2部p.269])
個々の案件単位で締結。
UNDPの常駐代表、相手国政府、実施機関の三者の間で締結。
協力の内訳を規定。



3. 細目の決定

● Project Document の付属書で合意。

■ 1.10.1 基本協定

■ 1.10.1.1 締結状況

UNDPには、我が国の技協協定に相当するものとして、Standard Basic Assistance Agreement (SBAA) (資料1.8.1 [第2部p.256]) と呼ばれる取極がある。この取極は、ある国がUNDPの管理理事会によりUNDPの被援助国となることが承認されると、当該国との間で締結されることになっている。UNDPは、現在、このような基本的な取極を117か国と締結している。

なお、このStandard Basic Assistance Agreement は、UNIDO等、他の国連援助機関が途上国への協力を行う際に準用されることになっている。

■ 1.10.1.2 内容

SBAAの主たる内容は次のとおりである。

- 1 協定のスコープ
- 2 協力活動の条件
- 3 UNDPの常駐代表
- 4 プロジェクト協力
- 5 プロジェクトに関する情報
- 5 プロジェクト・サービスの条件及び調達
- 7 実施機関の地位と責任
- 8 知的財産
- 9 協力活動のコスト負担
- 10 通貨及び為替レート
- 11 財務記録
- 12 援助の中断又は中止
- 13 免責の放棄
- 14 一般規定

■ 1.10.1.3 署名権者

締結者は、双方を正当に代表できる者であればよく、被援助国の側は外務大臣、総理大臣等、UNDPの側は本部の幹部、ミッション代表、常駐代表等である。

■1.10.2 プロジェクト取極

UNDPが実施する技術協力の場合、JICAの方式と異なり、個別専門家派遣やプロジェクト方式技術協力といった区別はなく、すべて個々の案件単位で、協力内容。予算等を盛り込んだProject Document（資料1.10.2 [第2部p.255]）が作成され、この文書がUNDP本部で承認（一定額以下のプロジェクトは、現地で承認）されると、これに沿って協力が実施される。したがって、我が国の場合のように、プロジェクト方式技術協力の場合のR/Dとその個別のエレメントに関するコロンボプランフォームといった区分はない。

このProject Documentは、UNDPの常駐代表（各国フィールド・オフィスの責任者）、被援助国政府の代表、及び原則としてプロジェクトの実施を担当する国連の実施機関の責任者の三者間で合意される。

UNDPでは、被援助国に対する向こう5年間の援助見込み額を示したIPF (Indicative Planning Figure : 事業計画指標) を5年ごとに改定し、そのIPFに基づき各国に対する援助を実施している。、したがって、個々のプロジェクトの財政負担の額についても、最大5年間に渡る援助総額をコミットすることになる。

Project Documentの構成は次の通りであり、基本的に、ロジカル・フレームワークの考え方に依拠するものとなっている。

- 1 背景
- 2 プロジェクトの必要性
- 3 開発目標
- 4 直接的目的、産出及び活動
- 5 投入
- 6 リスク
- 7 事前準備と前提
- 8 プロジェクトのレビュー、報告及び評価
- 9 法的側面
- 10 予算

付録

- 1 活動計画
- 2 訓練計画
- 3 機材
- 4 専門家の業務内容
- 5 被援助国及び第三国専門家の参加

■1.10.3 細目の決定

必要に応じ、Project Documentの付属書 [第2部p.286] によって、プロジェクトの実施細目について合意が行われる。付属書の標準的内容は、次のとおりである。

- 1 Work Plan
- 2 Schedule of project reviews, reporting and evaluation
- 3 Standard legal text for non-SBAA countries (if required)
- 4 Training program (if required)
- 5 Equipment requirements (if required)
- 6 Job descriptions (if required)
- 7 Framework for effective participation of national and international staff (if required)

■ 2.0 我が国の経済技術協力における国際約束等の体系

■ 2.1 国際約束等の体系概観

■ 2.1.1 事業別概観

我が国の経済技術協力における国際約束等の体系は、技術協力、無償資金協力及び有償資金協力のそれぞれの協力形態に応じて別々の構成をとっており、これらの形態に共通したスキームがあるわけではない。きわめて大づかみな整理をすれば、これら3種類の協力形態に対応した国際約束等の体系のあり方は次の表5のように整理される。

表2 国際約束等の体系の事業別の整理

	事業実施の根拠としての 国際約束の必要	国際約束等の体系		
		協定	プロジェクト取極	細目関連文書
技術協力	あり(事業団法第21条)	あり。 ただし、ない 場合あり。	R/D等(非国際約 束)	コロボプランフ ォーム交換 (国際約束)
無償資金協力	あり(事業団法第21条)	なし	交換公文 (国際約束)	
有償資金協力 (円借款)	なし (海外経済協力基金法)	なし	交換公文 ^(*) (国際約束)	借款契約 (非国際約束)

(*) 円借款に関する交換公文は当然国際約束であるが、無償資金協力及び技術協力の場合におけるような事業実施の根拠としての性格を有しない。なお、下記2.4 [p.50] 参照。

ここで、留意すべき点は次のとおりである。

●技術協力及び無償資金協力と有償資金協力の違い

技術協力と無償資金協力においては、事業実施の根拠として、「条約その他の国際約束」の存在が法的に求められているのに対し、有償資金協力(円借款)においては、そのような法的な要請がない。

●技術協力と無償資金協力の違い

○技術協力においては、その大枠を定める技術協力協定が存在する場合がある(現在有効な協定は16か国との間で締結されている。→下記2.5.1 [p.53])が、無償資金協力に関しては、そのような基本的な枠組みは存在しない。

○技術協力においては、「条約その他の国際約束」は、個別プロジェクトの個々のエレメントについて個別に行われているが（→下記2.2.3 [p.49]）、無償資金協力においては、「条約その他の国際約束」は、プロジェクト単位ごとに行われている（→下記2.3.1 [p.50]）。

以下、技術協力、無償資金協力及び有償資金協力のそれぞれについて、国際約束等の体系の概観を行う（→技術協力：2.2 [p.44]、無償資金協力：2.3 [p.50] 及び有償資金協力：2.4 [p.51]）。

■ 2.1.2 他の援助国の国際約束等の体系との比較

わが国の経済技術協力における国際約束等の体系を他の援助国のそれと対比するとどのような相違があるか。

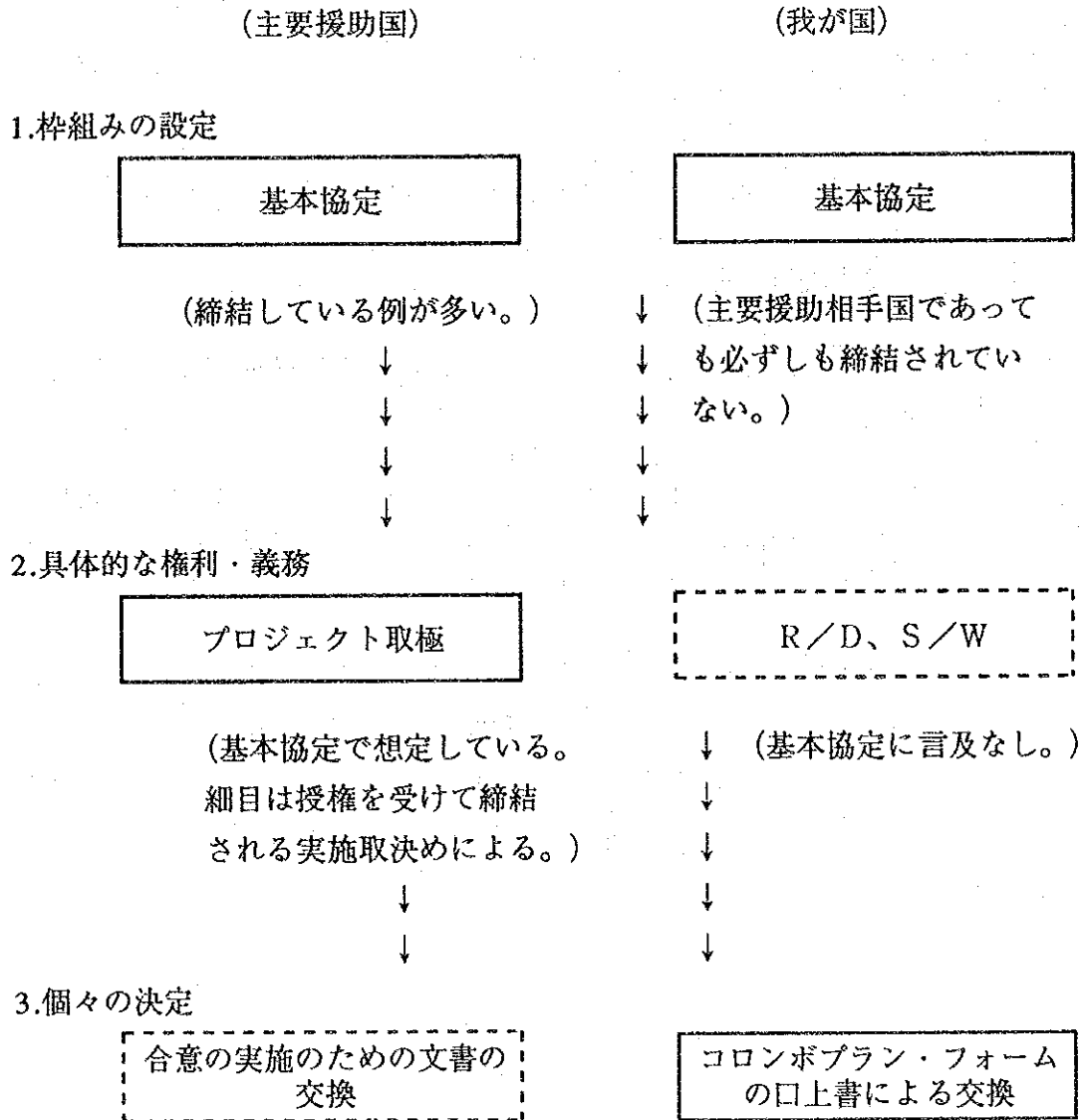
●さきに整理したとおり（1.1 [p.5]）、他の援助国の国際約束等の体系の特徴は、次の3点に整理される。

- 基本協定の締結により協力の枠組みを設定
- プロジェクトごとの取極は国際約束として締結
- 実施細目は実施機関相互のやりとりで決定

●わが国の国際約束等の特徴は、上述の他の援助国の国際約束等の体系との対比において、次のように整理されるであろう。すなわち、

- 基本協定を締結している相手国はむしろ少数であり、協定のない相手国の方が一般的である。これは、他の援助国においては、原則として、協定等の締結により協力の枠組みが設定されることと対照的である。
- 国際約束の締結は、技術協力については、幾つかの例外を除き、プロジェクトレベルではなく、実施の細目のレベルにおいて行われている。これは、他の援助国においては、原則として、プロジェクトレベル（案件ごと）に国際約束が形成されるのと対照をなしている。

[国際約束の体系の比較表]



* 実線の四角で囲ったものは国際約束 (又はそのように説明されているもの) であり、破線の四角は、非国際約束である。

■2.2 技術協力における国際約束等の体系

●技術協力についての国際約束等の体系は、大づかみに、次のように構成されている。

○技協協定の存在する国（3階層）

技協協定
プロジェクト取極
実施細目

○技協協定の存在しない国（2階層）

プロジェクト取極
実施細目

- いずれの場合も、団法上の国際約束は、援助の実施細目のレベルにおいて形成されている。
- 国際約束の形成のされ方は、事業形態ごとにさまざまな形で確保されている。また、外務省からJICAへの業務委譲の進捗の度合いによっても国際約束の形成の方法は異なっている。

技術協力協定の内容等については別途概観することとし、以下、

- (1) プロジェクト取極
- (2) 実施細目に関する取極

の2種類の取極についてみていくこととする。

■2.2.1 プロジェクト取極

技術協力の多様な事業形態の中で、特にプロジェクト性の高いものは、プロジェクト方式技術協力及び開発調査であり、これら二つの事業形態については、プロジェクトごとの取極が締結されている。以下、これら2種類のプロジェクト取極について、その概略を整理する。

■2.2.1.1 プロジェクト方式技術協力：R/D

プロジェクト方式技術協力の案件実施の根拠となる文書は、通称R/D (Record of Discussions) と呼ばれる文書である (資料2.2.1.1 [第2部p.290])。以下、その概略を述べる (概ね国際協力総合研修所『プロジェクト方式技術協力の手引』による)。

●R/Dの基本的性格

○R/Dは、JICAと相手国の技術協力実施機関との間の合意文書である。合意の内容は、一定の内容を有する技術協力の実施を、それぞれの政府に対して勧告することである。

○R/Dは団法上の国際約束を形成するものではなく、国際法上は何らの意味も持たない。しかし、実態的には協力実施上の基礎文書との位置づけを有する。

●R/D方式の長所：手続きの簡便さ

わが国にとってR/Dの最大の長所は、実施機関相互の討議の記録という性格上、締結までの間に外交交渉および閣議請議等の国内手続きを含め相当の時間と労力を必要とする協定あるいは交換公文に比べ、作成が容易であり、しかもR/Dを基礎としたコロンボプランフォームを添付した口上書等の公文書の交換により簡単に国際約束を形成し、プロジェクト方式技術協力を実施する点にある。

●R/D方式の短所：性格のあいまいさ

他方、R/Dは實際上協定に準ずる効果を有しているといっているが、法的には国際約束でなく、「R/Dとは何ぞや」という疑問を常に伴うのが欠点である。コロンボ・プラン加盟国等わが国からの技術協力受入れに慣れている国との間では、この点につき比較的トラブルは少ないが、わが国の援助制度につき理解の乏しい国の場合には、そもそもR/Dの概念につき正確な理解が困難な場合もある。また、実際上は、ほとんどの場合R/D内容は相手国政府の受け入れるところとなるが、理論的にはR/Dを締結してもR/Dの内容が100%相手国政府によって受け入れられるとの保証はなくわが方で必要な措置をとっても相手国政府がそれに応じて所要のとるべき措置をとらないかもしれないという不安が常に残る (ただし、このことは逆にわが国の側についても当てはまる点であり、理論的にはR/Dを締結しても、政府としては法的には一切拘

束されないという意味で安全弁となる)。

●R/Dの基本パターンは次のとおりである。

- カバリングレター
- 附属文書
 - 1 両国間の協力
 - 2 日本人専門家の派遣
 - 3 機材供与
 - 4 研修員受入れ
 - 5 相手国政府のとるべき措置
 - 6 プロジェクト管理
 - 7 日本人専門家に対する請求(クレーム)
 - 8 相互協議
 - 9 協力期間

附録(アネックス)

- 1 基本計画
- 2 日本人専門家
- 3 機材リスト
- 4 相手国側のスタッフのリスト
- 5 土地、建物及び付帯施設のリスト

暫定実施計画(Tentative Schedule of Implementation)

なお、R/Dの附属文書の内容は、上にみたとおり、両国政府のとるべき措置であり、特に被援助国から日本側に対して与えられるべき特権免除の内容がその大部分を占めている。したがって、技協協定が締結されている国においては、これらのR/Dの内容は、技協協定の規定と重複するものとなっている。そのため、この重複を避けるため、国ごとに、その国との間の技協協定の存在の有無やその国特有の事情等に照らして、国ごとのR/Dの標準パターンを作成することが検討されている。

■2.2.1.2 開発調査：S/W

開発調査においては、プロジェクトの概要を定めるものとして、S/W (Scope of Work) が用いられている(資料2.2.1.2 [第2部p.298])。

●S/Wの基本的性格

ある開発調査プロジェクトを実施することについて、両国政府の間に何らかの合意(すなわち先方政府からの正式要請とこれに対するわが国政府からの案件実施回答の交換によって形成される合意等)が存在し、これを受けて、調査の実施に係る細目をJICAと相手国実施機関との間で合意したものがS/Wであるといえる。すなわち、S/Wも、上で検討したR/Dと同様、JICAと相手国実施機関との間で締結される実務上の取極であって、国際約束を構成するものではない(*)。

●S/Wの基本パターンは次のとおりである。

表紙

- 1 序
- 2 調査の目的
- 3 調査の概要
- 4 調査スケジュール
- 5 報告書
- 6 相手国政府のとりべき措置
- 7 JICAのとりべき措置
- 8 その他

(*) 補論：R/DとS/Wの比較

上述のとおり、R/DとS/Wとは、いずれも、国際約束ではなく、実務機関（JICA及び相手国実施機関）間の実務上の取極である点において共通する。しかし、国際約束との時間的關係において、両者は必ずしも同一の位置を有するものではない。すなわち、R/Dは国際約束に先行して存在する実務上の取極であるのに対し、S/Wは、国際約束が形成された後に取り交わされる取極である点で、両者は異なる。

すなわち、R/Dの場合、R/Dに記載された勧告の内容を両国政府が受け入れて、研修員受入れ、専門家派遣、機材供与等の個別の事業内容についての国際約束がR/Dの後に順次形成されていくという形をとる。これに対し、S/Wの場合は、そうではなく、すでに開発調査プロジェクトの実施についての国際約束が締結された後に、その細目を定める文書であるとの性格を有する。すなわち、S/Wが、R/Dのように「両国政府に対して一定の内容を勧告する」という形式を取らず、日本政府が調査の実施を決定したこと、調査をJICAが実施することを文書中に明記した上で、「この文書は調査の概要を定める (This document sets forth the scope of work with regard to the Study.)。」という、より直截的な表現を採用しているのは、このためである。

■2.2.2 細目の決定

■2.2.2.1 様式

- 実施細目について、相手国政府又はその実施機関との間で取り決める場合であって、定型的な内容についての情報交換が継続して行われる性質の事業についてはの文書としては、通称コロンプランフォームが用いられている。コロンプランフォームは、わが国において長年用いられてきたフォームであるが、コロンプラン事務局によれば、現在これを用いているのは、わが国とインドのみであり、他の国はいずれも独自のフォームを用いているようである。
- コロンプランフォームには、A1（資料2.2.2.1 [第2部p.300]）及びB1（資料2.2.2.2 [第2部p.305]）（専門家派遣）、A2（資料2.2.2.3 [第2部p.311]）及びA3（資料2.2.3.4 [第2部p.314]）（研修員受入れ関係）及びA4（資料2.2.3.5 [第2部p.319]）（機材供与関係）がある。（Bフォームとしては、B1フォームがらうのみであり、それ以外のB2、B3、又はB4フォームなるものは存在しない）。コロンプランフォームを用いることの一つのメリットは、援助側及び被援助国側の権利義務関係が加盟国の間と取極として取り決められていることである（資料2.2.2.7 [第2部p.325]）。
- 協力隊については、協力隊独自のフォーム(Request for Japanese Volunteer)資料2.2.2.6 [第2部p.323]）が用いられている。
- 調査団の派遣等、定型的なフォームの必要が必ずしもない事業形態の協力については、特別のフォームはなく、通常文書（大使館ルートを用いるときは口上書、JICAルートを用いるときはJICA事務所の文書）の交換が行われている。

■2.2.2.2 やり取りのルート

- コロンプランフォーム
上述のコロンプランフォームを相手国とわが国との間でやり取りする場合のルートは、下記2.2.3（[p.49]）に述べる国際約束形成との関係により、次のようにさまざまなものとなっている。
 - A1・B1：大使館ルート（相手国外交機関と大使館）
 - A2・A3：JICA事務所ルート（相手国実施機関とJICA事務所）
 - A4：大使館ルート（相手国外交機関と大使館）
- 協力隊に関する要請フォームは、相手国実施機関から、JICA事務所（JICA事務所のない場合は協力隊調整員）に直接送付される。

2.2.3 「条約その他の国際約束」の形成方法

技術協力業務に関する団法上の国際約束は、事業形態により、さまざまな形で確保されている。その概要は以下のとおりである。

表3 技術協力に係る国際約束の形成の方法

事業形態	国際約束の形成の方法
研修員	(一般) 要望調査回答 (口上書) 及び年次計画通報 (口上書) (拡大業務委譲 ^(*)) 要望調査回答内容確認 (口上書) 及び年度計画内容確認 (口上書) ^(*) 拡大業務委譲とは、平成3年10月1日から、3か国 (インドネシア、フィリピン及びケニア) において試行的に実施されている業務委譲を指す。
専門家	A1 フォーム及びB1 フォームを付した口上書の交換
機材供与	A4 フォームを付した相手国政府からの口上書及び我が方からの機材供与実施通報の口上書
プロ技	個別の構成要素に関する国際約束 プロジェクト方式技術協力の案件全体についての国際約束は形成されず、個別の構成要素 (研修員、専門家、及び機材) に関する国際約束のみが形成される。これら構成要素についての国際約束の形成方法は、プロジェクト方式技術協力と独立して個別に実施される研修員、専門家及び機材供与と同様である。
開発調査	先方政府からの正式要請の口上書及びこれに対するわが方政府からの案件実施を通報する口上書。 なお、日本側政府からの案件実施通報の口上書が発出されない場合においては、国際約束は、我が方からの最初の調査団派遣通知の口上書及び調査団受入れ確認についての相手国政府の口上書の交換をもって、案件実施に関する黙示的な国際約束が形成されているとみなすこととなると思われる。
協力隊	協力隊派遣取極 協力隊については、派遣取極が国際約束たる性格を有すると整理されている。

■ 2.3 無償資金協力における国際約束等の体系

- 無償資金協力についての国際約束等の体系は、大づかみに、次のように構成されている。

- プロジェクト取極（交換公文）
- 実務上の文書

無償資金協力については、技術協力の場合と異なり、これをカバーする包括的な協定は存在しないので、すべての無償資金協力対象国について、上の2階層の構造が用いられている。

- 団法上の国際約束は、プロジェクト単位に交換公文によって形成されている。

■ 2.3.1 プロジェクト取極

無償資金協力は、案件ごとに、日本国政府と相手国政府の代表者の間で締結される交換公文（資料2.3.1 [第2部p.345]）によって形成される国際約束を根拠として実施される。

この交換公文には概ね次の事項が記載される。

- 1 対象プロジェクト名
- 2 資金の供与限度額
- 3 資金の供与期限
- 4 資金の用途
- 5 資金の使用方法
- 6 契約当事者
- 7 契約の認証
- 8 援助対象物資・役務
- 9 取扱い銀行及び支払授權書の発給
- 10 被援助国がとるべき措置

■ 2.3.2 細目の取扱い

上記交換公文の、いわば付属文書として、Agreed Minutes on Procedural Details なる文書が締結される（資料2.3.2 [第2部p.351]）。

この文書は、JICAが無償資金協力の実施促進業務に携わる機関として、日本政府により指定されることのほか、調達対象の物品又は役務の調達や入札・契約手続きについての両国政府の合意内容を記録したものである。

■2.4 (参考) 有償資金協力における国際約束等の体系

有償資金協力における国際約束等の体系は、次のように整理することができる。

- 経済（技術）協力協定
- プロジェクト取極（円借款取極：交換公文）
- 借款契約

なお、有償資金協力には海外経済協力基金（以下「OECF」という。）による直接借款のほか、一般案件（開発事業等の実施者に対する融資等）が含まれるが、ここでは直接借款に焦点を当てることとする。

- 有償資金協力の場合、当該協力を実施する義務を相手国に対して負うのは政府ではなく、OECFである。すなわち、円借款取極（資料2.4.1 [第2部p.353]）を見ると、借款の供与についての規定は通常次のようになっており、この文言は、我が国政府が何らかの国際法上の義務を生じせしめるものでなく、単なる意図表明に過ぎないと解釈されている。

「・・・の額までの円貨による借款・・・が、・・・海外経済協力基金（以下「基金」という。）により、・・・供与されることになる。」

すなわち、借款を提供する義務は、OECFと相手国政府との間で締結される借款契約が締結されて初めてOECFが負うことになるのであって、日本国政府は相手国政府に対しては直接の協力実施の義務を負わない。この点は、政府が自ら義務を負うこととなっている技術協力及び無償資金協力と対照的である。なお、以上の議論を整理すると次のとおりである。

表4 経済技術協力の実施義務の主体と法的性格

	円借款	技術協力及び無償資金協力
国際約束の対象	プロジェクト	プロジェクト又はその要素
協力の主体	OECF	日本政府（JICAは実施機関）
協力義務の法的性格	OECFの契約上の義務	日本国政府の国際法上の義務

なお、有償資金協力の義務主体が日本国政府でないのであれば、何ゆえに円借款取極を政府間取極として締結しているのかとの疑問が生ずるかとも思われるが、その意義は、資金の条件及び使途、税の免除等については国際約束とすることが望ましいという点に求めうるであろう。

以下、プロジェクト取極及び借款契約について概観することとする（→経済（技術）協力協定の内容については、下記2.5.2、2.5.3 [pp.55、56] を参照）。

■ 2.4.1 プロジェクト取極

有償資金協力の個別のプロジェクトに対する協力のあり方は、プロジェクトごとに締結される円借款取極において決定される。円借款取極は通常、交換公文によって締結される正式の国際約束である。

円借款取極においては、通常、次の事項が規定される。

- 1 借款の目的（プロジェクト借款と商品借款の別など）及び限度額
- 2 OECFによる借款契約の締結並びに借款の償還機関、利子率及び支出期間
- 3 借款の利用（生産物又は役務の購入、融資等）の範囲
- 4 相手国政府の調達に関してのOECFのガイドラインの適用
- 5 役務を提供する日本国民に対する出入国の便宜
- 6 購入された生産物の海上輸送について両国の海運会社と保険会社との競争を確保すること
- 7 借款及び利子に対する租税の免除

■ 2.4.2 借款契約

借款契約（資料2.4.2 [第2部p.359]）においては、次の項目について詳細な規定が置かれている。

- 1 OECFによる資金の提供、その目的と提供の期限
- 2 元本及び利息の償還期限
- 3 調達手続き
- 4 先払い、後払い等の資金の提供の手続き
- 5 実施機関の指定とこれに対する資金の再貸付OECFに対する報告書の提出
- 6 その他

■2.5 技術協力協定（経済技術協力協定）の概要

■2.5.1 技術協力協定（経済技術協力協定）の締結状況

■2.5.1.1 締結国

現在我が国は、次表（表5）の20箇国*との間で経済技術協力又は技術協力に関する協定を締結している。ただしエクアドルとの協定は締結済みではあるが平成5年3月現在未発効となっている。エクアドルとの協定を除く、現在有効な19の協定のうち、経済技術協力協定は3協定（イラン、イラク及びサウジアラビア）、残りの16の協定は技術協力のみを対象とした技術協力協定である。

表5 技術協力協定等の締結状況

(1) 技術協力協定

番号	国名	署名日	発効日	資料No.
1	ブラジル	1970年 9月22日	1971年 7月15日	
2	コロンビア	1976年12月22日	1978年12月12日	
3	グアテマラ	1977年 3月28日	1978年 5月16日	
4	ボリビア	1978年 3月22日	1978年 3月22日	
5	チリ	1978年 7月28日	1978年12月 2日	
6	パラグアイ	1979年 2月 8日	1979年 7月24日	
7	ペルー	1979年 8月20日	1980年 2月15日	
8	アルゼンティン	1979年10月11日	1981年 8月11日	
9	タイ	1981年11月 5日	1981年11月 5日	
10	エジプト	1983年 6月15日	1984年 1月31日	
11	コスタリカ	1985年 5月24日	1986年 6月 4日	
12	ジョルダン	1985年 7月16日	1985年 7月16日	
13	シリア	1985年 7月18日	1987年 1月29日	
14	メキシコ	1986年12月 2日	1987年12月24日	
15	ヴェネズエラ	1988年 4月 6日	1988年11月 3日	
16	ウルグアイ	1989年 9月12日	1991年 4月10日	
17	エクアドル	1992年 6月25日	未発効	

(2) 経済技術協力協定

番号	国名	署名日	発効日	資料No.
1	イラン	1958年12月 9日	1958年12月 9日	
2	イラク	1974年 8月16日	1974年11月11日	
3	サウジアラビア	1975年 3月 1日	1975年 5月18日	

■2.5.1.2 地理的分布

協定の締結国の分布は、技術協力協定と経済技術協力協定の種類により、明らかな特徴が見られる。すなわち、技術協力協定については、中南米諸国がその大宗を占め、全17協定のうち、13までが中南米諸国との間の協定である。これに対し、経済技術協力協定は3協定のいずれも中近東諸国との間のものとなっている。

表6 技術協力協定等の締結相手国の地理的分布

地域	協定締結状況		
	技術協力協定	経済技術協力協定	合計
アジア	1		1
中南米	13		13
中近東	3	3	6
アフリカ			
大洋州			
計	17	3	20

■2.5.1.3 事業実績との関係

協定締結状況と事業実績の関係を見ると、これら協定締結済みの19か国で、技術協力及び無償資金協力関連業務実績の約3割をカバーしている（平成3年度海外技術協力事業費で計算）。

■ 2.5.2 技術協力協定の内容

技術協力協定は、いずれもほぼ同様な内容を規定しており、その概要は次のとおりである（以下の整理は、ジョルダン国との協定（資料2.5.2）〔第2部p.379〕に基づいて行う）。

■ 2.5.2.1 両政府による技術協力の促進の努力

この規定はいわゆる政府ベース技術協力のみならず民間の協力も対象とすると解されるが、努力規定であり、具体的な権利及び義務を設定するものではない。

■ 2.5.2.2 具体的な協力のための取極の締結

具体的な協力のためには、両政府は個別の技術協力計画（technical cooperation についての取極を締結する。そして我が国政府は協定上、この個別の取極に基づき（取極を根拠として）、技術協力を実施する義務を負う*。言い換えれば、協定だけでは具体的な義務は発生しない。団法上技術協力を実施する根拠としての「国際約束」は協定とは別に締結される必要がある。

■ 2.5.2.3 技術協力のメニュー

研修、専門家派遣、調査、機材供与及び「その他」の5形態がメニューとして掲げられるのが通例である。イラクとの協定においてはこれに加えて「訓練センター及び技術研修所」に対する協力が加えられている。サウディ・アラビアとの協定を除き、研修は「日本国における」ものとされ、また、専門家は「日本人の」又は「日本国の」専門家に限定されている。

■ 2.5.2.4 相手国の負担

専門家の任務遂行の場所の提供、現地要員の提供、諸経費の負担、住居の提供及び医療上の便宜が通常メニューである（調査団も明記するのがジョルダン、コスタ・リカ、メキシコ、ヴェネズエラ及びウルグアイとの間の協定である。）。また、アルゼンティン他11箇国の例では、上記専門家等の任務遂行の場所の維持費を相手国が負担することが規定されている。なお、これに対して我が国の負担の内容については明記されない。

■2.5.2.5 特権、免除等

イラク及びサウディ・アラビアとの協定を除き、専門家、家族及び調査団について所得に対する税の免除、家財の輸入に対する税の免除、出入国の許可、身分証明書の交付及び民事責任の取扱いが規定される。また、他の国又は国際機関に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える旨の最恵国条項がエジプト及びシリアを除く国との協定にある。

■2.5.2.6 機材の扱い

イラク及びサウディ・アラビアとの協定を除き、供与機材の所有権の移転時期、供与目的のための使用、国内輸送等の費用の負担及びこれに対する関税等の免除並びに携行機材の所有権及びこれに対する関税等の免除が規定される。なお、アルゼンティン、ボリヴィア、ブラジル、チリ、コロンビア、グアテマラ、パラグアイ及びペルーとの協定においては、携行機材の国内輸送費用を相手国が負担することが規定されている。

■2.5.2.7 JICAの地位

イラク、サウディ・アラビア、ブラジル、コロンビア及びグアテマラとの協定を除き、JICAを日本国政府による「技術協力の実施機関」として認め、その駐在員等の受入れ並びに特権、免除及び便宜について定めている。即ち、取極に基づく技術協力を実施する義務を負う主体はあくまで日本国政府であり、JICAはこれを（政府に代わって）実施する機関であるという整理がなされている。

■2.5.3 経済技術協力協定の内容

主として1950年代から60年代にかけて締結された経済協力に関する協定は、アジア地域の国との賠償請求権の処理に関連して一定額の経済協力を行うことについて定めたものである。^(*)

^(*) ラオス、カンボディア、ヴェトナム、ビルマ、韓国、シンガポール及びモンゴルとの間の協定がある。名称は、「経済技術協力協定」(ラオス)、「借款協定」(ヴェトナム)等とさまざまである。

これに対し、中近東諸国との間で締結された経済技術協力協定(イラン：1958年、イラク：1974年及びサウディ・アラビア：1975年)は、より一般的な資金協力について基本的な規定を置くものとなっている。その主要項目はつぎのとおりである。

- 開発計画に関する情報の交換及び協議(イラン、サウディ・アラビア)
- 別の取極による円借款その他の信用の供与の一般的定め(イラク)
- 調達に関する一般的規則(イラク)
- 関税の免除その他の特権・免除等(サウディ・アラビア)
- 投資の奨励(サウディ・アラビア)
- 協力の結果から生まれた生産物の日本への輸入の促進(イラク)

一般的に、その内容は、技術協力協定と比較して一般的な原則を規定するにとどまっており、具体的な協力の実施に際して実質的な意義を有する規定は少ないといえる。

■ 2.6 参考：「条約その他の国際約束」に関する法律上の規定

「条約その他の国際約束」に関して、法律上の規定がどのようなになっているかについて、以下に整理を行っておく。

■ 2.6.1 技術協力業務

団法第4章 業務

(業務の範囲)

第21条 事業団は第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務（第3号ニに掲げる業務に該当するものを除く。）を行うこと。

(以下イからホまで略)

■ 2.6.2 無償資金協力実施促進業務

団法第21条第1項第1号の2

条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力（資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。）の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。

(以下イ及びロ略)

■ 2.6.3 青年海外協力隊業務

団法第21条第1項第2号

開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする海外での青年の活動（以下この号において「海外協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ 海外協力且つ等を志望する青年の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた青年を開発途上地域に派遣すること。

ハ (略)

■2.6.4 開発協力業務

開発協力業務のうち、いわゆる委託業務に関連して、「条約その他の国際約束」について、次の規定がある。

団法第21条第1項第3号ハ

条約その他の国際約束に基づき、開発途上地域の政府又は地方公共団体その他の公共的団体からの委託を受けて、当該開発途上地域の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に資する施設等の整備事業（政令で定めるものに限る。次条において「施設等整備事業」という。）を行うこと。

■2.6.5 国際緊急援助隊業務

国際緊急援助隊の派遣については、技術協力又は無償資金協力業務の場合と異なり、法律上「条約その他の国際約束」が派遣の要件とはなっていない。その理由としては、国際緊急援助隊の派遣は、平常時の技術協力専門家の派遣の場合等と異なり、大災害の発生という不測かつ緊急の状況の下で行われるものであることに照らして、災害発生の都度国際約束を締結することに物理的な困難があるため、被災国ないし国際機関の要請とそれに対する応諾という形での合意に基づいて派遣を行うこととしたものであると思われる。

■2.6.6 有償資金協力（円借款）

上(2.4)でみたとおり、有償資金協力（円借款）については、国際約束（円借款取極）が交換公文の形で形成されるが、OECD法上、国際約束はOECDの業務実施のための要件とはなっていない。

第 2 部

資料篇

資料目次

注：資料の番号は、各資料に対応する報告第1部の項目番号に合わせて付してあるので、必ずしも相互に連続していない。

1.0 第1章関係

1.2 主要援助国の経済・技術協力協定関係

1.2.2 主要援助国の経済・技術協力の枠組みについて / 2

1.2.3 主要援助国の協定における特権、免除等の概要 / 6

1.3 主要援助国の個別プロジェクトに係る実施取極等について / 10

1.5 米国

1.5.1 基本協定：Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the Mongolian People's Republic concerning economic, technical and related assistance / 14

1.5.2 プロジェクト取極

1.5.2.1 Project Grant Agreement / 17

1.5.2.2 Project Loan Agreement / 37

1.5.2.3 Grant Project Agreement (short form) / 59

1.5.3 細目の決定：Project Implementation Letters (PIL) / 63

1.5.4 合意の実施：Project Implementation Order (PIO)

1.5.4.1 technical servicesに関するもの / 65

1.5.4.2 commoditiesに関するもの / 69

1.5.4.3 participants (研修)に関するもの / 71

1.6 カナダ

1.6.1 基本協定：General Agreement on Development Cooperation / 74

1.6.2 プロジェクト取極：Memorandum of Understanding / 91

1.6.3 細目の決定：Management Plan: Open University Support Phase III (Indonesia)/117

1.7 ドイツ

- 1.7.1 基本協定：Agreement between the Government of the Republic of Indonesia and the Government of the Federal Republic of Germany regarding Technical Cooperation / 142
- 1.7.2 プロジェクト取極：Exchange of Notes concerning the project Promotion of the Surabaya Polytechnic of Shipbuilding / 155
- 1.7.3 細目の決定：Implementation Agreement / 161

1.8 英国

- 1.8.1 基本協定：Memorandum of Understanding between the Government of the United Kingdom Great Britain and Northern Ireland and the Government of concerning British Technical Cooperation [and British Council Activities.] / 196
- 1.8.2 プロジェクト取極：Exchange of Notes / 213
- 1.8.3 細目の決定：Model Project Side Letter (Capital Aid) / 217

1.9 スウェーデン

- 1.9.1 基本協定：Agreement between the Government of Sweden and the Government of X-land on General Terms and Conditions for Development Cooperation 199...-199.. / 222
- 1.9.2 協力の総額に関する取極：Agreement between the Government of Sweden and the Government of X-land on Development Cooperation 199..-199.. / 237
- 1.9.3 プロジェクト取極：Specific Agreement between the Government of Sweden and the Government of X-land on ... 199..-199.. / 243

1.10 UNDP

- 1.10.1 Standard Basic Assistance Agreement (SBAA) / 256
- 1.10.2 Project Document / 269

2.0 第2章関係：日本

2.2 技協関係

2.2.1 プロジェクト取極

2.2.1.1 R/D (基本パターン) /290

2.2.1.2 S/W (基本パターン) /298

2.2.2 細目の決定

2.2.2.1 A1 フォーム /300

2.2.2.2 B1 フォーム /305

2.2.2.3 A2 フォーム /311

2.2.2.4 A3 フォーム /314

2.2.2.5 A4 フォーム /319

2.2.2.6 Request for Japanese Volunteer /323

2.2.2.7 The Colombo Plan: Privileges and Facilities Accorded to
Colombo Plan Experts /325

2.3 無償関係

2.3.1 プロジェクト取極 (交換公文) /345

2.3.2 細目の取扱い (Agreed Minutes) /351

2.4 有償関係

2.4.1 プロジェクト取極 (交換公文) /353

2.4.2 借款契約 (Loan Agreement) /359

2.5 基本協定

2.5.2 技協協定 (ジョルダンとの協定：日本語及び外国語テキスト対照) /399

収集資料一覧 (第2部資料篇に掲載しないものを含む。) /405

1.0 第1章関係

1.2 主要援助国の経済・技術協力協定関係

1.2.2 主要援助国の経済・技術協力の枠組みについて/2

1.2.3 主要援助国の協定における特権、免除等の概要/6

1.3 主要援助国の個別プロジェクトに係る実施取極等について/10

(1.2.2 主要援助国の経済・技術協力の枠組みについて)

基本協定 (政府間取極)	米 国	英 国	カ ナ ダ	ド イ ツ	スウェーデン	日 本
	Agreement Concerning Economic, Technical and Related Assistance	Memorandum of Understanding Concerning British Technical Cooperation	General Agreement on Development Co-operation	Agreement regarding Technical Co-operation	Agreement on General Terms and Conditions for Development Co-operation	技術協力協定
①援助国による一般的な協力の意図の表明	規定なし。	相手国からの要請に応じて技術協力が提供される(1項(b))。	開発援助プログラムを両国が促進する(1条)。	両国民の経済社会開発のため協力する(1条(1))。	規定なし。	両国間の技術協力を促進するよう努力する(1条)。
②具体的な協力の根拠又は基礎に係る規定	相手国の要請に基づく(頭書き)。	①相手国の要請に基づく(同)。 ②要員のI/R等について個別の取極を想定(3項(c), 16項等)。	個別のプロジェクトに係る協力について補足取極(subsidiary arrangements)を締結する(2条)。	両国は、プロジェクトごとにproject arrangementsを締結することができる(1条(2), (4))。	両政府の個別の合意を想定(1条, 5条)。	個別の技術協力計画を実施するための別途の取極を行う(2条)。
③協力の形態の規定	規定なし。	①援助国、相手国又は第三国における研修(2項)。 ②専門家としての任務を行い又は短期のプロジェクトを実施するたため要員の派遣(8項)。 ③フイービリティ・スタディ等を行うためのコンサルタントの提供(24項)。 ④研修、調査、要員の支援その他の目的のための機材の供与(32項、33項)。	①援助国又は第三国における研究及び研修(1条(b))。 ②専門家、アドバイザ一その他の要員の派遣(同(c))。 ③開発プロジェクトの調査及び評価のための調査団の派遣及び実施(同(a), (e))。 ④開発プロジェクトのための機材、資材、物品及び役務の供与(同(d))。	①援助国、相手国又は第三国における研修(2条(2)(b))。 ②指導者、アドバイザ一その他の専門家の派遣(同(2)(a))。 ③計画、研究又は報告の準備(同(1)(b))。 ④機材及び資材の供与(同(2)(b))。	規定なし。 ③日本国における研修(3条(b))。 ④日本国の専門家の派遣(同(b))。 ⑤経済及び社会開発計画の調査団の派遣(同(c))。 ⑥設備、機械及び資材の供与(同(d))。	

	米 国	英 国	カ ナ ダ	ド イ ツ	スウェーデン	日 本
③ (続き)		<p>⑥ 要員に係るプロジェクトにおける建設のため10万ポンド以下の無償資金供与 (34項)。</p> <p>⑦ 相手国政府その他の公の事業を行う主体の部署に対する要員の派遣 (23項)。</p> <p>⑧ 航空写真その他の地理的な調査に係る Directorate of Overseas Surveys の役務の提供 (26項 (a))。</p> <p>⑨ 農林業のための土地資源の評価に係る Land Resources Development Centre の役務の提供 (27項 (a))。</p> <p>⑩ 研究活動のための無償資金供与又は要員の派遣 (35, 36 項)。</p>	<p>⑥ 民間の協力の促進 (同 (f))。</p>	<p>⑥ 相手国の研修、助言又は研究のセンターにおける協力の (同 (1) (a))。</p> <p>⑦ その他の協力の (同 (1) (c), (2) (d))。</p>		<p>⑦ その他の協力の (同 (e))。</p>
④ 援助国の負担に係る一般的な規定	規定なし。	<p>⑥ 研修 公務員である研修員について次を負担 (3 項 (e))。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 渡航費用 ii 研修経費 iii 滞在費用 <p>⑦ 派遣要員 次を負担 (9 項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 俸給及び手当 ii 要員、家族並びに個人用財産及び家庭用品につき任国との間の渡航又は運送の費用 	<p>⑥ 研究及び研修 次を負担 (附属憲A)。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 渡航費用 (原則としてエコノミー・クラス) ii 研修経費 iii 滞在費用 <p>⑦ 派遣要員 次を負担 (同)。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 俸給及び手当 	<p>⑥ 研修 研修費用 (2 条 (3) (f))。</p> <p>⑦ 派遣専門家 次を負担 (同 (a), (b), (c))。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 報酬 ii 専門家及び家族の住居 iii 出張費用 <p>⑧ 資材 調達及び現地までの輸送費用を負担 (同 (c), (d))。</p>	<p>研修員が研修地に置いて派遣を必要とした場合には、これを提供する (9 条)。</p>	<p>上記の協力を自己の負担で行う (4 条)。</p>

	米 国	英 国	カ ナ ダ	ド イ ツ	ス ウ ェ ー デ ン	日 本
④ (続き)		<p>③ コンサルタント料 ポンド払いの分を負担 (25項)。</p>	<p>ii 要員、家族並びに個人用財産、家庭用品及び任務のために必要な資材につき任国との間の送航又は運送の費用 (同)。 ③ プロジェクト i 技術者等の役務の費用 ii 資材、機材その他の物品の供与及び輸送の費用</p>	<p>③ 研修 次を負担 (3条(e)、(f))。 i 得た資格に応じた職の確保 (5年以上政府に雇用される者のみが適格者) ii 合格した試験の承認 ③ プロジェクト 次を負担 (同(a)、(c)、(d))。 i 土地、建物及び機材の提供 ii 維持費用 iii 相手国の専門家の提供 ④ 派遣専門家 必要な援助及び記録の提供 (同(g))。</p>	規定なし。	<p>④ 派遣専門家及び調査 次を負担 (4条(a)、(b)、(c))。 i 事務所その他の施設の提供 ii 現地要員の提供 iii 通勤費、公用出張旅費及び公用通信費 ④ 設備、機械及び資材 相手国内の輸送費用及び補充の費用を負担 (8条3)。</p>
⑤ 相手国の義務又は負担に帰する一般的な規定	<p>③ 両政府により合意される貢献をする (2項(a))。 ④ 援助を効果的に利用する措置をとる (同(b))。</p>	<p>③ 研修 研修期間において研修員が財政的な義務を満了するための支給をする (6項)。 ④ 派遣要員 次を負担 (10項(a)、(b))。 i 執務室、秘書、通習その他のローカルな便益 ii 公的な旅行についての旅費 ④ コンサルタント 上記③と同様のローカルな便益を負担する (25項)。 ④ Directorate of Overseas Surveys等 合意される貢献をする (25項(b)、27項(b))。</p>	<p>③ 研究及び研修 他の研究員又は研修員と同等の期間の雇用 (附属書B)。 ④ 派遣要員 次を負担 (同)。 i 要員及び家族の住居手当 ii 執務室、備品、通習その他の便益 iii 要員及び家族の居住地までの間の旅行の費用 iv 要員及び家族の個人用財産及び家庭用品並びに任務のために必要な資材につき任地までの間の旅行又は運送の費用 v 機材、資材その他の物品の通関までの保管等の費用</p>	<p>③ 研修 次を負担 (3条(e)、(f))。 i 得た資格に応じた職の確保 (5年以上政府に雇用される者のみが適格者) ii 合格した試験の承認 ③ プロジェクト 次を負担 (同(a)、(c)、(d))。 i 土地、建物及び機材の提供 ii 維持費用 iii 相手国の専門家の提供 ④ 派遣専門家 必要な援助及び記録の提供 (同(g))。</p>	規定なし。	<p>④ 派遣専門家及び調査 次を負担 (4条(a)、(b)、(c))。 i 事務所その他の施設の提供 ii 現地要員の提供 iii 通勤費、公用出張旅費及び公用通信費 ④ 設備、機械及び資材 相手国内の輸送費用及び補充の費用を負担 (8条3)。</p>

	米	英	カナダ	ドイツ	スウェーデン	日本
<p>⑥プロジェクトの運営に係る規定等</p>	<p>⑥相手国政府による情報の提供(1項(c)) ⑦援助国政府によるプロジェクト及び記録の見直し(同(d))。</p>	<p>⑧研修員の遠征行為又は機軸を相転とする研修の中止を認める(5項) ⑨4箇月を超えて滞在する要員に休暇の権利を認める(12項(c)) ⑩要員のカウンタートトの確保等の運営に係る協力(14項) ⑪要員の任務専念義務(18項) ⑫British Councilの関与(37項)。</p>	<p>⑬補足取極によって供与される資金は、相手国の税その他の課税金のために支払われない(4条) ⑭相手国の法令に係る情報の提供(12条)。</p>	<p>⑮供与された資材の所有権は相手国への到着の際に移転し、専らプロジェクトのために使用される(2条(4)) ⑯実施に当たたる機関を通報する(同(6)) ⑰派遣専門家の誠実義務の履行の確保(4条(1)) ⑱派遣専門家の選任は、相手国の同意を必要とする(同(2)) ⑲両国は派遣専門家を帰国させることができる(同(3))。</p>	<p>⑳相手国政府による会計監査報告その他の情報の提供(3条6、7項) ㉑援助国政府による物品及び記録の検査(同7) ㉒協力に係る物品及び役務の調達について入札を原則とする(4条) ㉓供与される資金の支払手続に係る規定(5条) ㉔要員の活動又は行為が不満足である場合には、相手国政府は当該要員の帰国を求めるところができる(6条e) ㉕要員の研修等における協力(同f.g) ㉖団体は、援助国の大使館の安全上の理由による指示によって業務を完了できなかつた場合には責任を問われない(7条2)。</p>	<p>㉗供与された設備、機械及び資材の所有権は相手国への到着の際に移転し、供与された目的のために使用される(8条1) ㉘派遣専門家及び調査団と相手国機関との緊密な連絡(9条)。</p>

(1.2.3 主要援助国の協定における特権・免除等の概要)

	米 国	英 国	カ ナ ダ	ド イ ツ	ス ウェーデン	日 本
1. 現地事務所設置の権利	1項	規定なし。	規定なし。	規定なし。	規定なし。	10条1
2. 要員に係る特権及び免除 ① 要員の所得に対する税の免除	① 援助業務の実施から生じる所得に対する税及び社会保険員負担金を免除(3項(c)、(e))。 ② 要員が相手国の国民又は永住者である場合を除く(3項(c))。 ③ 家族についても適用(同)。	① 援助国政府が任務に対して支払う俸給及び手当に対する所得税その他の税を免除(11項(a))。 ② 上記以外の所得であって相手国内で発生し又は相手国内に持ち込まれないものに対する所得税その他の税を免除(同)。 ③ 個人税(personal tax)及び社会保障負担金の免除(家族についても適用)並びに地方税(公益事業に対する対価に相当するものを除く。)の免除(同)。	① 相手国外の源泉から生じ又は援助資金から生じる所得に対する税の免除(7条)。 ② 要員が相手国の永住者である場合を除く(5条)。 ③ 家族についても適用(7条)。	援助国政府の資金から要員に対する他の課税金の免除(5条(2)(a))。	① 被用者である要員に対して援助国政府その他の者から支払われる金員に対する所得税その他の直接税の免除(6条b5)。 ② 要員が相手国の永住者である場合を除く(6条a)。 ③ 家族についても適用(同)。	① 専門家及び調査団員に海外から送金される給与及び手当に対する所得税その他の財政課税金の免除(5条1(a))。
② 要員の動産に対する内国税の免除	① 要員の用に供する動産(自動車を含む。)の購入、所有、使用又は処分に対する税の免除(3項(c))。 ② 上記①及び②と同じ条件。	要員の自動車一台の登録についての登録税その他の税の免除(11項(c))。	① 要員の個人用財産及び家庭用必需品の購入に対する財産税及び売上税の免除(9条)。 ② 要員の自動車一台についての財産税及び売上税の免除(到着後6箇月以内に限り)。10条)。	6箇月以上滞在する者について個人用の自動車一台に対する税の免除(5条(2)(c))。	規定なし。	規定なし。

	米	英	カナダ	ドイツ	スウェーデン	日本
2. (続き) ③要員の個人用の輸入品に対する関税の免除	④要員及び家族の用に供する個人用財産その他の物品の輸入に係る関税その他の税の免除(援助国政府の職員を除き到着後6箇月以内に限る。3項(c)、(e))。⑤上記①②及び③と同じ条件。	④要員及び家族の個人用財産及び家庭用品(自動車一台及びアルコール飲料を含む。)に対する関税の免除(11項(b)、(d)、13項)。⑤要員及び家族の使用のために輸入された物品に対する輸出税の免除(同)。	同様の条件で関税を免除。	6箇月以上滞在する者について要員及び家族の用に供する物品に対する関税及び輸出税の免除(到着後6箇月以内に限る。5条(2)(b))。	⑥6箇月以上滞在する者について家庭用品及び個人用財産に対する関税及び輸出税の免除(6条h11)。⑦上記①②及び③と同じ条件。	⑧専門家及び家族並びに調剤器具の身用品及び家財の輸入に関する関税その他の課税金の免除(同(1)(b)(ii))。⑨専門家の自動車一台の輸入に関する関税その他の課税金の免除(同(1)(b)(ii))。⑩免除を有しないものに課税される場合には課税(同(1)(2))。
④民事又は刑事の免責	④任務の遂行に直接関係する民事責任の免除(3項(d)、(e))。⑤援助国の公務員及びその家族(相手国の国民及び永住者を除く。行に直接関係する刑事責任を免除(3項(e)))。規定なし。	任務の遂行から生じる人又は財産に対する損害に係る責任、訴訟等の負担をかけない(21項)。	任務の遂行における過失(重過失を除く)から生じる民事責任の負担をかけない(6条)。	⑥任務の遂行から生じる損害に対する賠償の責任を相手国が負い、故意又は重過失から生じたものを除き相手国政府は求償しない(5条(1)(a))。⑦任務の遂行に関連する行為について逮捕されない(同(b))。出入国の自由(5条(1)(c))。	⑧相手国が業務の実施から生じる第三者の請求を処理する(故意又は重過失から生じたものは例外。6条d)。⑨上記①②及び③と同じ条件。	相手国が任務の遂行に関連する請求に関する責任を負う(故意又は重過失から生じたことについては合意する場合は例外。7条)。最恵国待遇の供与(6条)。
⑤その他の特権及び免除	規定なし。	⑥兵役の免除(22項(e))。⑦外交官と同じ外国為替の便宜(同(b))。⑧出入国管理からの免除(同(e))。	⑥給与又は報酬に係る外国為替管理の免除(11条)。⑦運転免許証の発給(附属書B)。	⑧出入国管理の免除、ビザの便宜及び移動の自由(6条h1.2.3)。⑨労働許可の免除(同h3)。⑩兵役の免除(同h4)。⑪外国為替管理から免除された口座の開設(同h5)。⑫上記①②及び③と同じ条件。	⑩出入国管理の免除、ビザの便宜及び移動の自由(6条h1.2.3)。⑪労働許可の免除(同h3)。⑫兵役の免除(同h4)。⑬外国為替管理から免除された口座の開設(同h5)。⑭上記①②及び③と同じ条件。	

米 国	英 国	カ ナ ダ	ド イ ツ	ス ウ ェー デ ン	日 本
<p>3. 要員に対する便益の提供</p> <p>規定なし。</p>	<p>① 任地における要員及び家族の移動の便宜（10項(c)）。</p> <p>② 要員及び家族に対する医療の便宜（同(d)）。</p> <p>③ 要員及び家族の個人用財産及び家庭用品の通関の便宜（同）。</p> <p>④ 要員、家族及び個人用財産につきビザその他の許可の発給（同(e)）。</p> <p>⑤ 身分証明書の発給（同(f)）。</p> <p>⑥ 要員及び家族について無償の住居の提供（12項(a)、(b)、15項(a)）。</p>	<p>① 任務のための相手国内の旅行の支費（附属B）。</p> <p>② 要員及び家族の個人用財産及び家庭用品の通関の便宜（同）。</p> <p>③ 要員、家族及び個人用財産につきビザその他の許可の発給（同）。</p> <p>④ 要員及び家族に対する政府の施設における無料の医療の提供（同）。</p>	<p>① ビザその他の許可の発給（5条、(2)(e)）。</p> <p>② 身分証明書の発給（同(1)(d)）。</p> <p>③ 。</p>	<p>① 送附の際における援助又は自国の大使館への送附及び取扱いは5条c）。</p> <p>② 最高水準の医療の利便を可能にする（同b6）。</p> <p>③ 任務の証明の発給（同h10）。</p> <p>④ 開発援助資金を用いての要員のための学校及び医療施設の設置の許可（8条）。</p> <p>⑤ 上記2①⑥及び⑦と同じ条件。</p>	<p>① 専門家に對する住居の提供（4条(d)）。</p> <p>② 専門家及び調査団員に對する医療の便宜の提供（同(e)）。</p> <p>③ 出入国の許可及び外国人登録の便宜の供与（5条2(a)）。</p> <p>④ 身分証明書の交付（同2(b)）。</p> <p>⑤ 運転免許証の取得の便宜の供与（同2(c)）。</p> <p>⑥ 居住許可証の交付（同2(d)）。</p> <p>⑦ 最惠國待遇の供与（6条）。</p>
<p>4. 団体の地位</p> <p>① 援助国から委託又は資金を受ける団体について援助業務の実施から生じる所得に對する所得税、事業税その他の税の免除（3項(b)）。</p> <p>② 任務の遂行に直接関係する民事責任の免除（3項(d)）。</p>	<p>① 援助国から相手国の居住者でないコンサルタントに支払われる料金に對する所得税その他の税の免除（28項）。</p> <p>② コンサルタントの業務に必要とする車両及び機材に對する関税の免除（30項、31項）。</p> <p>③ 上記2④と同じ免責（29項）。</p> <p>④ 居住者でない者について上記2⑤と同じ免除（28項）。</p> <p>⑤ British Council等の要員についても規定（26項(c)、27項(c)、37項(d)）。</p>	<p>① 上記2①④と同じ税の免除（7条）。</p> <p>② 上記2④と同じ免責（6条）。</p> <p>③ 上記2⑤と同じ免責（11条）。</p> <p>④ 援助国政府から資金を受けた団体及びその要員も同じ扱い（14条）。</p>	<p>① 上記2①と同じ税の免除（5条(2)(a)）。</p> <p>② 相手国の法人を除く（同）。</p>	<p>① 援助国政府が利用する団体の要員及び家族に對して上記2①、③及び⑤を適用（7条1）。</p> <p>② 団体の業務用の機材及び物品に對する関税及び輸出税の免除（7条4）。</p> <p>③ 援助国から支払を受ける料金に對する法人税その他の税の免除（価格に通常含まれる間接税を除く。同5）。</p> <p>④ 上記2④と同じ免責（同3）。</p>	<p>① JICA駐在員について上記2①、③及び⑤並びに3③、④、⑤、⑦及び⑧と同じ特権、免除及び便宜の供与（10条2(1)(a)）。</p> <p>② 海外から送金される任務の経費に對する所得税その他の課徴金の免除（同2(1)(b)）。</p> <p>③ JICA事務所の備品（自動車二台を含む。）の輸入に關する関税その他の課徴金の免除（同2(2)(a)）。</p> <p>④ 海外から送金される事務所の経費に對する所得税その他の課徴金の免除（同2(2)(b)）。</p>

	米 国	英 国	カ ナ ダ	ド イ ツ	ス ウェーデン	日 本
4. (続き)					<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 外国為替管理から免除された口座の開設 (同6)。 ㊧ 団体登録の免除 (同7)。 	
5. 業務用財産の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 業務用の資材、機材又は資金に係る保有又は使用に対する税、預け入れ義務、外国為替管理、関税その他の税の免除 (3項(a))。 ㊧ 援助資金の交換の便宜 (4項)。 	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 要員が任務に使用する車両及び機材に対する関税の免除 (20項)。 ㊧ 供与される機材に対する関税の免除 (32項)。 	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 業務用の資材、機材、車両及び役務の取得又は輸入に係る関税、財産税、売上税その他の税の免除 (8条)。 ㊧ 業務用の資材、機材その他の物品に係る許可の発給 (附属書8)。 ㊨ 輸入された業務用の資材、機材その他の物品の輸送 (同)。 	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ プロジェクトのための資材に対する許可の発給及び関税その他の課徴金の免除 (3条(b))。 ㊧ 右資材に対する通関の便宜 (同)。 ㊨ 相手国内で調達された資材にも適用 (同)。 	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 要員の任務のための機材及び物品に対する関税及び輸出税の免除 (6条(b8))。 ㊧ 業務用の資金に対する外国為替管理の免除 (3条2)。 ㊨ 提供される物品その他の資源に対する関税、売上税その他の税の免除及び輸入許可の便宜 (同3,4)。 	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 供与される設備、機材及び資材に関する関税、内国税その他の課徴金の免除 (8条2)。 ㊧ 専門家及び調査団員の携行する設備、機材及び資材の輸入に関する関税その他の課徴金の免除 (同4)。
6. 緊急事態の対応	規定なし。	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 危機の際の要員の帰国の便宜の提供 (22項(c)、28項)。 ㊧ 争乱による要員の損害の相手国による賠償 (22項(d)、28項)。 	<ul style="list-style-type: none"> 要員又は家族の安全が危険にさらされている場合の帰国の便宜 (13条)。 	規定なし。	<ul style="list-style-type: none"> 危機の場合における外交官と同じ帰国の便宜 (6条(b7))。 	規定なし。

㊦ 要員の国籍については、援助国民以外の国民を含むことが明らかであるもの (米 (c)、カナダ (5条(b) 及びスウェーデン (6条(c))) とそうでないもの (英国、ドイツ及び日本)) に分かれる。

(1.3 主要援助国の個別プロジェクトに係る実施取極等について)

	米 国	英 国	カ ナ ダ	ド イ ツ	ス ウ ェー デ ン	日 本
1. アンブレラとなる上位協定等	Agreement Concerning Economic, Technical and Related Assistance	(Exchange of Notes concerning A Grant)	General Agreement on Development Cooperation	Agreement on Technical Cooperation	Agreement on General Terms and Conditions for Development Cooperation	技術協力協定
2. 実施取極の名称及び締結主体	①Project Agreement ②在外公館又はUSAIDの常駐代表と相手国の受入れ機関との間	①Project Side-Letter ②不明	①Memorandum of Understanding ②在外公館と相手国の受入れ機関との間	①Exchange of Notes ②在外公館と相手国の外務省との間	①Specific Agreement on...199...-199... ②(不明)	①Record of Discussions 又はScope of Work ②JICA調査団長と相手国の受入れ機関との間
3. 内容	(Project Grant Agreement の場合) ①相手国がプロジェクトを実施するための経費を支払う(3.1)。 ②右支払は外国通貨による費用又は現地の通貨による費用に於て行われる(同)。	①援助国は、無償資金の中から一定額をプロジェクトの資金として配分する(1)。 ②援助国は、技術協力資金の中から一定額を当該プロジェクトに提供する。	援助国及び相手国はプロジェクトに参加し(3.01)、援助国は一定額を限度として附属費Aに規定する(5.01)につき貢献する(5.01)。	援助国は、特定の専門家の派遣、機材の供与及び研修員の受入れにより貢献する(3)。	①相手国のプロジェクトの実施に対する支援として援助国は一定額の貢献を行う(2条)。 ②右貢献の使途の制限に係る規定(4条)。	①S/N JICAは自己の費用で専門家を派遣して調査を行い報告書を出す(Ⅴ、Ⅵ)。 ②R/D 日本国は、JICAを通じて専門家の派遣、機材の供与及び研修員の受入れを行う(Ⅰ、Ⅲ及びⅣ)。
①援助国の財政負担に係る規定	①相手国は、上記支払に係る額を除きプロジェクトの経費を負担する(3.2)。 ②右負担は、現物によるものを含め一定額までとする(同)。 ③援助国の支払の条件及び手続に係る規定(4条、7条)。	規定なし。	①相手国は附属費Aに規定するものについて貢献する(6.01)。 ②右貢献に係る額は、プロジェクトの実施のための物品又は役務に課される税又は課徴金の支払にあててはならない(5.02)。	相手国は次の貢献を行う。 i カウンターパート ii その他の人員の提供 iii 専門家の事務所その他の施設の提供 iv プロジェクトの運営費用	①相手国は、合意された資源を提供してプロジェクトを実施する(5条)。 ②援助国の貢献の条件及び手続に係る規定(6条)。	①S/N 相手国は、調査団に対しカウンターパート並びに事務所及び機材を提供する(Ⅵ)。 ②R/D 相手国は次の措置をとる(Ⅴ)。 i カウンターパート ii その他の人員の役務の提供
②相手国の財政負担に係る規定						

	米	国	英	国	カナダ	ドイツ	スウェーデン	日本
② (続き)								ii 土地、建物、機材及び便宜の提供 iii 供与機材の国内輸送費及びプロジェクトの運営費用の負担
③ 援助の期間に係る規定	援助は特定の日までとし、右の後の役務又は物品の提供に係る支払は制限される (3.3)。	(E/N) の中に支出期限に係る規定がある。))	有効期間 (原則として5年以下) の規定 (12.01)。	有効期間 (3年間の例あり。) の規定 (本文)。	援助は特定の期間における活動の費用に対するものとする (6条1)。	S/N には規定なし。R/D は最長5年間の協力期間の規定 (IX)。		
④ 物品及び役務の調達	③ 支払に係る額による物品又は役務の調達先は、援助国に限る (6条)。 ④ その他の調達手続に関する規定 (附屬書C条)。	(E/N) の中に支出期限に係る規定がある。))	規定なし。	規定なし。	附屬のガイドラインに従って調達を行う (7条)。	規定なし。		
⑤ 細目の決定	Project Implementation Letters による。USAIDの各において署名され、相手国も署名する。	添付のProject Memorandumによる。	Memorandum of Understanding が署名されてから90日以内に両国により署名される Management Plan 又は Plan of Operation により、これは Memorandum of Understanding に添付される (4.01)。	実施機関となるGIZと相手国の実施機関との間で決定される (7. (3))。	Project/Programme documentによる。	規定なし (コロナボ・フォーム及び口上書の交換による。)		
⑥ その他				③ CIDAの実施機関としての指定 (2.01)。 ④ 連絡先の指定 (8.01)。	資材の所有権は、到着時には相手国に移転する (6.)。	③ SIDAが協定に関して援助国を代表する (11条)。 ④ 相手国は援助国に対して報告書その他の情報を提供する (9条)。	③ S/N 相手国は、調査団員に対し安全の確保、出入国の許可、免稅、医療及び免責に係る特権、免除及び便宜を与える (VI)。	

	米	国	英	国	カナ	ダ	ド	イ	ツ	ス	ウ	エ	ー	デ	ン	本	日
⑤ (続き)								⑥R/D i 相手国は、専門家及び家族に対して第三国に与えるものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与え、住居等を提供する (II.2, V.1). ii 相手国は、供与機材の関税等を負担する (V.2)。									

1.5 米国

1.5.1 基本協定：Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the Mongolian People's Republic concerning economic, technical and related assistance / 14

1.5.2 プロジェクト取極

1.5.2.1 Project Grant Agreement / 17

1.5.2.2 Project Loan Agreement / 37

1.5.2.3 Grant Project Agreement (short form) / 59

1.5.3 細目の決定：Project Implementation Letters (PIL) / 63

1.5.4 合意の実施：Project Implementation Order (PIO)

1.5.4.1 technical servicesに関するもの / 65

1.5.4.2 commoditiesに関するもの / 69

1.5.4.3 participants (研修)に関するもの / 71

(1.5.1 基本協定)

Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the Mongolian People's Republic concerning economic, technical and related assistance

This agreement sets forth a framework concerning economic, technical and related assistance which, based on a request by the Government of the Mongolian People's Republic, may be provided by the Government of the United States of America, subject to the applicable laws and regulations of the United States of America. The Government of the United States of America and the Government of the Mongolian People's Republic hereby agree that:

1. A special mission of the United States of America shall be received by the Government of the Mongolian People's Republic to carry out and discharge the responsibilities of the Government of the United States of America under this agreement.

2. The Government of the Mongolian People's Republic shall:

(a) make such contribution as may be appropriate and as agreed to by both governments, permitted by its personnel, resources, facilities, and general economic condition in furtherance of the purposes for which assistance may be provided;

(b) take appropriate steps to ensure the effective use of such assistance;

(c) provide the Government of the United States of America with full and complete information concerning the implementation of assistance provided by the Government of the United States of America as well as other relevant information which representatives of the Government of the United States of America may need in order to assess the nature, scope and effectiveness of such assistance programs, projects and operations; and

(d) upon reasonable notice, permit observation and review by representatives of the Government of the United States of America of any assistance programs, projects and operations, and records pertaining thereto.

3. In order to assure the maximum benefits to the people of the Mongolian People's Republic from the assistance to be furnished hereunder and except as may be agreed by the two governments:

(a) any supplies, materials, equipment, or funds introduced into or acquired in the Mongolian People's Republic by the Government of the United States of America, or any person or entity financed by that government, for purposes of any assistance programs or projects conducted hereunder shall, while such supplies, materials, equipment, or funds are used in connection with such a program or project, be exempt from any taxes on ownership or use of property and any other taxes, investment or deposit

requirements, and currency controls in the Mongolian People's Republic. The import, export, purchase, use or disposition of any such supplies, materials, equipment or funds in connection with such a program or project shall be exempt from any tariffs, customs duties, import and export taxes, taxes on purchase or disposition of property, and other taxes or similar charges in the Mongolian People's Republic.

(b) no tax (whether in the nature of an income, profits, business, or other tax), duty, or fee of whatever nature shall be imposed on any public or private organization that is under contract with or financed by the Government of the United States of America or any agency thereof, and is present in the Mongolian People's Republic to perform work in connection with assistance programs or projects conducted hereunder with respect to income derived under such programs or projects.

(c) all personnel (and their families), except citizens and permanent residents of the Mongolian People's Republic who are (1) under contract with, or are employees of public or private organizations under contract with, the Government of the Peoples Republic of Mongolia or any agency thereof, or (2) under contract or other agreement with (including under contract for personal services) or financed by, or are employees of public or private organizations under contract or other agreement with or financed by, the Government of the United States of America or any agency thereof, and who are present in the Peoples Republic of Mongolia to perform work in connection with this agreement, shall be exempt from income and social security taxes levied under the laws of the Mongolian People's Republic with respect to income derived from assistance programs or projects under this agreement upon which they are obligated to pay income or social security taxes to any other government, and from taxes on the purchase, ownership, use, or disposition of personal movable property (including automobiles) intended for their own use. Such personnel (and their families), for a period of six months from the date of their arrival in the Peoples Republic of Mongolia, shall be exempt from customs and import duties on all personal effects, vehicles, equipment, and supplies imported into the Mongolian People's Republic for their own use, and from all other duties and fees of whatever nature, including export duties on such personal effects.

(d) individuals, public or private organizations, and employees of public or private organizations, under contract or other agreement with or financed by the Government of the United States of America, who are present in the Mongolian Peoples Republic to perform work in connection with this agreement, shall be immune from all civil liability directly related to the performance of such work.

(e) employees of the Government of the United States of America (and their families), except citizens and permanent residents of Peoples Republic of Mongolia, who are present in the Mongolian

Peoples Republic to perform work in connection with this agreement and who are not diplomatic agent members of the special mission that may be established pursuant to paragraph 1 of this agreement, shall be exempt from income and social security taxes levied under the laws of Peoples Republic of Mongolia and from taxes on the purchase, ownership, use or disposition of personal moveable property (including automobiles) intended for their own use. Such personnel (and their families) shall be exempt from customs, import, and export duties on all personal effects, equipment and supplies (including food, beverages and tobacco), imported into the Mongolian People's Republic for their own use, and from all other duties and fees. Such personnel (and their families) shall be immune from all criminal and civil liability directly related to the performance of work in connection with this agreement.

(f) nothing in this agreement is intended to affect privileges and immunities provided under the Vienna Convention on diplomatic relations.

4. Funds brought into Mongolian People's Republic for purposes of providing assistance in connection with this agreement shall be convertible into the currency of the Mongolian People's Republic at the rate providing the largest number of units of such currency per United States dollar which, at the time the conversion is made, is not unlawful in the Mongolian People's Republic.

5. This agreement shall enter into force upon signature. This agreement may be amended or revised by written consent of the parties.

6. This agreement shall remain in force until thirty (30) days after the receipt by either party of written notification of its intention to terminate the agreement. Notwithstanding any such termination, this agreement shall remain in full force and effect with respect to assistance furnished before the termination.

In witness whereof, the undersigned, duly authorized for this purpose, have signed this agreement. Done at _____ in duplicate, in the English and the Mongolian languages, both texts being equally authentic, _____ on the day of _____, 1991.

For the Government of the
United States of America:

For the Government of
the Mongolian People's Republic: